

# 平成27年第4回与論町議会定例会会議録

## 目 次

会期日程	(3)
<b>第1日(12月11日)</b>	
開 会	5
開 議	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
一般質問	6
林 隆壽君	6
高田豊繁君	17
喜山康三君	28
麓 才良君	42
町 俊策君	55
議案第67号 与論町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	62
議案第68号 与論町税条例の一部を改正する条例	63
議案第69号 与論町新築住宅に対する固定資産税の減免に関する条例の制定	65
議案第70号 平成27年度与論町一般会計補正予算(第7号)	67
議案第71号 平成27年度与論町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)	77
議案第72号 平成27年度与論町介護保険特別会計補正予算(第3号)	79
議案第73号 平成27年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	80
議案第74号 平成27年度与論町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)	81
議案第75号 平成27年度与論町水道事業会計補正予算(第2号)	82
議案第76号 沖永良部与論地区広域事務組合規約の一部を改正する規約	84
議案第77号 町道路線の一部廃止について	89
同意第 3号 教育委員会委員の任命について	90
散 会	91

第2日（12月17日）

同意第 4号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	97
同意第 5号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	98
同意第 6号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	99
陳情第15号	「与論町重度障がい者（児）島外医療機関通院旅費補助金支給事業」の一部見直しについて（総務厚生文教常任委員長報告）	100
陳情第16号	与論高校生修学旅行への補助金制度設置に関する陳情	100
陳情第13号	寺崎地区農道（仮称）の早期改良舗装整備について（環境経済建設常任委員長報告）	102
陳情第14号	皆田海岸の公園整備に関する陳情	102
議員派遣の件		104
閉会中の継続審査・調査について		
	総務厚生文教常任委員会、環境経済建設常任委員会、広報常任委員会、議会運営委員会、役場庁舎建設検討特別委員会	105
閉 会		105

## 平成27年第4回（12月）定例会会期日程

月	日	曜 日	日 程
12	11	金	全員協議会 本会議（開会、一般質問、議案審議） 常任委員会
	12	土	休日
	13	日	休日
	14	月	常任委員会
	15	火	常任委員会
	16	水	議事整理日
	17	木	常任委員会 議会運営委員会 全員協議会 本会議（閉会）

# 平成27年第4回与論町議会定例会

第 1 日

平成27年12月11日

**平成27年第4回与論町議会定例会会議録**  
平成27年12月11日（金曜日）午前9時20分開会

1 議事日程（第1号）

開会の宣告

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 一般質問
- 第5 議案第67号 与論町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例
- 第6 議案第68号 与論町税条例の一部を改正する条例
- 第7 議案第69号 与論町新築住宅に対する固定資産税の減免に関する条例の制定
- 第8 議案第70号 平成27年度与論町一般会計補正予算（第7号）
- 第9 議案第71号 平成27年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 第10 議案第72号 平成27年度与論町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 第11 議案第73号 平成27年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 第12 議案第74号 平成27年度与論町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 第13 議案第75号 平成27年度与論町水道事業会計補正予算（第2号）
- 第14 議案第76号 沖永良部与論地区広域事務組合理約の一部を改正する規約
- 第15 議案第77号 町道路線の一部廃止について
- 第16 同意第 3号 教育委員会委員の任命について

2 出席議員（10人）

- |              |               |
|--------------|---------------|
| 1番 林 敏 治 君   | 2番 高 田 豊 繁 君  |
| 3番 町 俊 策 君   | 4番 林 隆 壽 君    |
| 5番 喜 山 康 三 君 | 6番 供 利 泰 伸 君  |
| 7番 野 口 靖 夫 君 | 8番 麓 才 良 君    |
| 9番 福 地 元一郎 君 | 10番 大 田 英 勝 君 |

3 欠席議員（0人） 欠員（0人）

4 地方自治法第121条による出席者（18人）

町長	山元宗君	副町長	久留満博君
教育長	町岡光弘君	総務企画課長	沖島範幸君
会計管理者兼会計課長	林英登樹君	税務課長	竹本由弘君
町民福祉課長	酒勺徳雄君	環境課長	吉田勉君
農業委員会事務局長	徳田康悦君	産業振興課長	町島実和君
商工観光課長	富士川浩康君	建設課長	山下哲博君
教委事務局長	田畑豊範君	教育委員会事務局長兼生涯学習課長	山下一也君
水道課長	池田美知博君	与論こども園長	岩山秀子君
茶花こども園長	阿多とみ子君	那間こども園長	高田りえ子君

5 議会事務局職員出席者（2人）

事務局長	川畑義谷君	主幹兼係長	川上嘉久君
------	-------	-------	-------

開会 午前9時20分

-----○-----

○議長（大田英勝君） ただいまから、平成27年第4回与論町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

-----○-----

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大田英勝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、4番林 隆壽君、7番野口靖夫君を指名します。

-----○-----

#### 日程第2 会期の決定

○議長（大田英勝君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月17日までの7日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から12月17日までの7日間に決定しました。

-----○-----

#### 日程第3 諸般の報告

○議長（大田英勝君） 日程第3、諸般の報告を行います。

報告事項につきましては、印刷して配付してありますが、その概要につきましては、事務局長に朗読させます。

なお、本会議に提出されました請願・陳情につきましては、請願・陳情文書表のとおり関係常任委員会で審査をお願いします。

事務局長。

○議会事務局長（川畑義谷君） 諸般の報告をいたします。

監査委員から、平成27年10月分の例月現金出納検査結果報告書、平成27年度定期監査の結果報告及び平成27年度財政援助団体等に対する監査の結果報告が提出されていますが、その写し（出納検査結果報告書については一部の写し）を配付してありますので、御一読ください。

なお、閉会中における町外での会議・活動等については、次のとおりです。

また、議会だよりについては、9月の定例会の内容を特集した「よろんちょう議会だより第117号」を全世帯及び関係機関等に印刷配布してありますが、編集作

業に当たった広報委員をはじめ、御協力いただきました関係者の皆様に感謝申し上げます。

以上で報告を終わります。

○議長（大田英勝君） これで諸般の報告を終わります。

-----○-----

#### 日程第4 一般質問

○議長（大田英勝君） 日程第4、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

4番、林 隆壽君。

○4番（林 隆壽君） 皆さん、おはようございます。ただいま議長からお許しをいただきましたので、通告書のとおり、一般質問を始めさせていただきたいと思えます。その前に、遅ればせながらではございますが、山新町長、久留新副町長の御就任おめでとうございます。今後4年間町政のかじ取りと、その補佐をされるお二人です。これからも豊富な人生経験を遺憾なく発揮され、我々与論町の明るい未来を創造していただきますよう、心からお願い申し上げます。

また、私も議会人として、是々非々の立場から協力をしていきたいと思っています。よろしく願いいたします。

それでは、通告書のとおり質問をいたします。

##### 1 農業の振興対策について

- (1) 政府は、今回のTPPの大筋合意において、粗糖・精製糖については、現行の糖価調整制度を維持するとしており、基本的には国内生産への影響は回避されたが、現在、本町においては、さとうきびの収穫面積は415ヘクタール前後で推移しており、生産農家の高齢化が進み、農家戸数も減少が著しく、さとうきび生産の存続が危ぶまれるが、町長は、この現状をどのように認識し、具体的対策をどう講じていく考えであるか。
- (2) 政府は、TPPの協定発効時に、牛肉の関税を現在の38.5パーセントから27.5パーセントに引き下げ、10年後は20パーセントに、16年後以降は9パーセントに引き下げるとしている。一定の輸入量を超えたらセーフガードを導入するとしている。現在、本町の子牛販売価格は高値を維持しているが、協定発効時の畜産農家への影響をどのように予測し、具体的対策をどう講じていく考えであるか。
- (3) 奄美大島においては、ミカンコミバエの再発生により、タンカン等の廃棄処分が行われている。野菜生産の大敵であるウリミバエの再発生も懸念されるが、本町においては、現在、どのような侵入防止策を講じている

か。また、今後どのような対策を講じていく考えであるか。

## 2 沖縄県への職員の派遣について

- (1) 本町は沖縄文化圏に属し、言語・芸能・慣習などの面で沖縄の影響を多大に受けつつ、現在に至っている。島の一層の振興発展を図るためには、沖縄県との緊密な人的交流が必要であると痛感されるが、町長は職員を沖縄県に派遣する考えはないか。

以上、4項目を質問いたします。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（山 元宗君） おはようございます。林議員の質問について、答弁いたします。

まず、1番目のT P Pの大筋合意、製糖の件ですけれども、平成26年度におけるさとうきびの耕作面積は、410ヘクタール、生産量は2万2968トン、平成27年度は耕作面積が413ヘクタール、生産量は天候にも恵まれて、2万4045トンの見込みとなっております。御指摘のとおり、生産農家の高齢化が進み、平成26年度における栽培戸数は672戸、平成27年度は656戸と減少傾向にあります。

今年度は、さとうきび増産に向けた取組目標及び取組計画の策定年に当たり、今後10年間のさとうきび生産における基本的な増産計画を策定いたします。面積の維持・拡大はもちろんのこと、単収向上対策に重点を置き、関係機関と連携を図りながら、天候に左右されない足腰の強いさとうきびづくりを推進していく考えです。

また、国が推進している農地中間管理事業を活用し、農地の貸手側や借り手側の理解を得ながら、農地の集積を図り大規模農家の育成・支援を行ってまいります。

次に、T P Pの牛の問題です。

現在、全国の畜産農家は少子高齢化、B S E及び口蹄疫の影響により、農家戸数及び飼養頭数は減少しております。そうした中で、枝肉価格が上昇し、子牛価格もこれまでにない高値で推移しております。

今後も肥育農家の経営状況等により子牛価格は変動していくものと思われませんが、増体重視で肉質のいい子牛が好まれると予想されますので、高齢牛の更新と優良雌牛の保留及び導入に力を入れてまいりたいと考えております。

次に、ミカンコミバエの件です。

ミカンコミバエ・ウリミバエ等の侵入警戒対策については、奄美大島のミカンコミバエ再発生を受け、防災無線による注意喚起を行うとともに、公共施設等への侵入防止啓発ポスターの掲示、町内全戸へのチラシ配布及び週報掲載等の対策を実施しているところです。

また、これまでメインとなるトラップ40基を設置し、ペットボトルで作成したテックス板の簡易トラップを島内全域143カ所に設置しております。

今後は、既に設置しているトラップは毎週、テックス板については、2週間ごとに誘殺状況の確認を行うとともに、防災無線等による注意喚起を継続していく予定であります。万が一、ミカンコミバエ及びウリミバエの誘殺が確認された場合は、簡易トラップの増設と誘殺地点周辺の寄生果実等の調査を行ってまいります。

次に、沖縄県への職員の派遣についてです。

沖縄県と本町は、言語・芸能・慣習などの文化面はもとより、医療・出産・物流・観光など生活・経済全般において、密接な関わりがあり、安心安全な住民生活の維持や島内経済の振興が図られているところです。このような現状の中で、沖縄県との連携をさらに深めていくことが、今後の本町発展の上で最も重要であると考えます。

このことから、本町の様々な政策課題に対し、沖縄県とともに施策の展開が推進できるような体制づくりの構築を図る必要があると考えますので、本町の職員体制にも十分配慮しつつ、沖縄県庁等への職員の派遣については今後積極的に検討してまいります。

以上です。

○議長（大田英勝君） 4番。

○4番（林 隆壽君） 久しぶりに質問席に立って、大分上がっておりますが、少しずつリラックスしていきたいと思えます。

町長に再質問をさせていただきます。

まず、さとうきび生産維持対策についてですが、日本の農業は国の基（もとい）であると言われております。すなわち、与論においても農業は与論の基（もとい）であると認識しております。一番大事な産業であろうかと思えます。とりわけ、その中でもさとうきびは、私が認識しているところでは、1857年（安政4年）から与論もさとうきびを作り始めたということで、160年の歴史がございます。まさに与論をつくった与論の基であると認識しております。

現在、先ほどもありましたように、さとうきび農家は、農業環境の変化や高齢化によって、平成元年には農家戸数が1,100戸あって、面積が858ヘクタールございました。現在は710戸程度、そして、面積で415ヘクタール、約50パーセント以上減少しております。国策によって栽培されている、このさとうきび作物をこのままでいくと、自ら放棄しなければならないという事態に立ち至るかもしれない。しかし、自ら放棄するわけにはいかないと、私は考えております。時代の流れによって、現在畜産に主力をとって変わられておりますが、与論町のように耕

地面積の小さな、この島において、この狭い条件下においては、複合型経営というのがどうしても必要であると、そういう中において、さとうきび栽培というのは、いろいろなことで重要な作物であるという位置づけで栽培してございます。この生産維持対策をどう講じていくかということは、これからまた町長の、あるいはまた、皆様方の知恵を絞っていただくことになろうかと思えます。

昨年は2万2、3トンですか、今年は2万4000トンということで、約2000トンほどオーバーしておりますが、これは精糖会社の経常ベースからすると、大分低い現状にあります。しかし、さとうきびというのは、いくら単収を上げるといっても、10トン、20トンとまでは上げられません。大体、今までの経験上からいくと、単収最高平均で6トン、6トンでその掛けるヘクタールで大体今まで計算していたのですけれども、3万トンというのが精糖会社のベースであろうかと思えますが、やはり2,400トンというのは少ないと考えております。そして、その中で今年、ハーベスターというのが入ってきて農家もさとうきび栽培方法もさま変わりしておりますが、今年の2万4000トンに対するハーベスターの申込みが60パーセントに達しております。60パーセント以上。このことから、製糖工場の操業日数によって、大分操業日数が変わってきます。少し短縮してくるということで、手刈りの農家に負担がかかってきているという、そういう状況は皆さんもよくおわかりと思えます。そういう状況が毎年続いてきて、再生産をする意欲がなくなった農家が少しずつやめていくと、年をとってやめていくというのもありましょうし、そういうことで、だんだん面積減少のスパイラルが起こってきているということで、大変危惧しているところです。やはりこういう問題は、大変難しいと思うのですが、これは何かいい解決策を見出して、みんなで解決していかなくてはならないと私は思うのですが、現在、操業日数に関係して、そういう困難な状況を解決するために、今どういうふうな策を講じておられるか、産業振興課長に少しお聞きしたいと思います。

○議長（大田英勝君） 産業振興課長。

○産業振興課長（町島実和君） おはようございます。今日の第1番目です。よろしくお願いたします。

今の御指摘のとおり、確かにさとうきびの生産というのは、非常に今、面積も少なくなり、最近では400町歩ぐらいでずっと平均的にきておりますが、今年は天候にも恵まれているといえますか、去年よりはいいのではないかとということで、少しだけ製糖工場ともそういった話をして、少し安どしております。今、御指摘のとおり、今年27年度は、ちょうど将来10か年計画に向けたさとうきび増産計画の策定年度に当たっております。この1年間、鹿児島県または国のほうとも話し合いを

しつつ、今の現状をどういった方向にもっていくかということで、さとうきびの10か年間の将来を見通しての面積であるとか、また収穫量、単収とかをはじいて、やっと先日鹿児島県のほうに提出してございます。その内容で、まず一番頑張っただけで単収を上げていかなければいけないという第1項目めが、さとうきび農家の高齢化に伴う管理作業、ハーベスターで刈り取るのが60パーセントにきていると、そうしたときに、どうしたほうが一番いいのかということで、株ぞろいや株出しの管理作業、病虫害防除を委託できる組織の設立、支援をしていこうではないかと。また、受託組織による適期管理や土づくりによるさとうきびの単収向上を図ろうかと、堆肥センターを利用した、こういったこともしていこうかと。

もう1点ですが、かん水施設の積極的な活用による生産性の向上、栽培面積の維持拡大に向けた調苗作業者の育成、組織化ができないかと、こういったようなことで28年度から平成31年度までの10か年計画でもって、将来的な単収といたしまして、平均で約5トン800キログラムぐらいで、面積的には440町歩、450町歩、ちょっと足りませんが、445町歩ぐらいをめどに頑張っていこうかと。畜産農家との競合がある関係もいろいろありまして、これぐらいがちょうどいいのではないかとということで、生産量としては2万5500トンを目標に頑張ろうということで、今進めているところです。以上です。

○議長（大田英勝君） 4番。

○4番（林 隆壽君） ありがとうございます。単収向上と、いろいろ頑張っておられると思いますが、やはり喫緊の課題として、操業日数が短くなってくると、どうしても手刈り農家が苦しくなるということで、私は、ここで何回も年内操業は考えられないかということで、何回も言ったことがあるのですが、これが議会で言うからといって会社がうんと言わなければ駄目なので、ということもあります。しかし、だからといって、それをそのままにしておいたら、これはもう10年もつさとうきびも5年ぐらいでなくなるかもしれません。さとうきび大体3万トンで6億円ですか、2万4000トンで5億何千万円、それだけのお金がなくなるのです。さとうきびの場合は歩留りがよくて、100パーセントとは言わないまでも95パーセントは手取りになるという、そういう率の高い作物ですので、やはりこれは少しでも作っている農家がいれば、その農家の作りやすい、再生産が可能な、そういう環境整備をしなければ、いけないのではないかなと思います。将来は、さとうきびはどのようのこうと現在心の中でいろいろ考えておられると思いますが、今、作られている農家が710戸あるのです。415町歩という面積を作っているのです、やはりそれだけの維持、再生産をし、また維持をしていく、そういう対策を講じていかなければならないと、私は思います。これはいろいろ大きな国際的な話をすると、何で

与論町にそんな大きな話をしても通用しないではないかとおっしゃいますが、やはり国際情勢というのを見据えながら、与論町のさとうきびの状況、あるいは畜産の状況というのは、どうあるべきかというのは常に執行部は考えていく。また、町長は考えていくべきだと私は思っておりますので、あまり役に立たないこういう質問もやっているのです。

農林省では、現行のさとうきび価格は維持できるといっているのですが、ほかに加糖調整品の輸入というのがある。その加糖調整品というのがありまして、それは砂糖品に何か混ぜものを入れてすると、関税に引っかけられない品物が入ってくると、それがだんだん多くなってくると、現在日本では、その需要が多くなっているらしいです。それを9万トンで抑えておこうという国の政策なのですが、これが実際33万トンぐらい入っているらしいです。そうなってくると、砂糖の原料が入ってこなくなる。そうすると、それにかかる関税が少なくなってくると、私どもの支援金が低くなるという心配が出てきていると、実際農林省では、そういう話をされている方もいらっしゃるのです。ですから、そういう国際情勢の動きをちゃんと見ながら、与論町の小さなさとうきびですが、考えていかなければならないと思います。これは、あえてこういう問題提起を町長にして、与論町の第一の問題として考えていただきたいと、こうして提起したのです。このことについて、町長の御見解をお伺いします。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（山 元宗君） 今御指摘のとおり、与論の基幹産業である農業の中でも非常に大きなウエートを占めているさとうきび生産です。本当に年配の方々も従事できるということもあったりして、大変重要な産業だと考えておりますし、これを衰退させてはならないと考えております。

そういうことで、製糖会社等とも話をして交渉しながら、できるだけこの産業が維持、そして増進できるように頑張っていきたいと思っております。お願いします。

○議長（大田英勝君） 4番。

○4番（林 隆壽君） よろしく申し上げます。このさとうきびの経済効果というのは、3.9倍の経済効果があると言われております。6億円ですと20億円以上の経済効果がもたらされると言われている作物ですので、ぜひこれを重要課題として、認識していただいて、頑張っていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

それでは続いて、TPP協定発効時の畜産農家への影響緩和策について、再質問をいたします。これもまた、大きな問題で国際問題だからどうのこうの、与論が何をやってもできないんじゃないのという、そういうことも確かにそうなのですが、しかし、国際情勢というのを見据えた中で、いろいろな与論町独自の支援策なりも

考えていく必要があるということで、これもそういう観点から質問をさせていただいております。

畜産の場合は、与論町における子牛生産ですが、子牛生産とは別に肥育をされる方々が買っていたかなければ、私どもは生産をしても金にはならない。したがって、国の政策、国の支援というのも主に肥育農家への支援というのが中心になってきています。また、別に子牛生産、その地域にも支援策というのが出ておりますが、そういうことで私どもは直接頑張っても、いい品物をとっても買ってくれるところがないとできないという、直接ジレンマというのを感じる場所もあるのですが、現在、子牛の競りは高値で推移しています。これは良いことではありますが、この答弁の中にも、その理由が書いてございました。いろいろそういうことでしょうけれども、しかし、このTPP協定の大筋合意の中では、16年かけて徐々に関税を引き下げていくという、そのことは、その間に、それぞれの畜産農家に足腰の強い、農家になりなさいよという、準備期間を稼いだのではないかなど、私は、そう理解しております。

やはりコスト削減や、農家の価格が下がっても強い体質という、農家の育成というのが、これから大いに重要視される、今までもやられてこられたと思いますが、より一層しなければならぬと思います。やはり国際情勢というのは、いつ何時コロッと変わるかわかりません。今現在高値でいって、あと10年ぐらいは大丈夫だろうと思っても、どういう状況になるかわからないという不安定な状況をもっておりますので、そういうところはよく見据えていただいて、やっていただきたいと思っております。このことについて、町長は、どういうふうな御見解でしょうか。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（山 元宗君） ありがとうございます。本当に牛の価格については、森山農林水産大臣は、「黒毛和牛というのはブランド品だから、当分はいいだろう」とおっしゃっているのですが、私も本当に希望的にみて、そういうふうになればいいなと思うことです。私は、選挙運動期間中回りながら、我々与論町で100万円の子牛を目指そうと希望を申し上げたりしていましたが、おっしゃるように、子牛の値段が上がるということは、大変ありがたいうれしいことなのですが、おっしゃるように下がったときでも足腰の強い畜産農家を育てていくということは大事だろうと思います。そういう点でも町でできることは、みんなと一緒に相談をしながらやっていければと考えます。よろしく願いいたします。

○議長（大田英勝君） 4番。

○4番（林 隆壽君） ありがとうございます。余談ではあるのですが、昭和54年、山 元宗町長のお父上です。山 一郎町長が就任されたその年から、この畜産とい

うのは、飛躍的に伸びる1つの大きなきっかけをつくられています。当時は、さとうきび主体でありまして、さとうきびを11億円生産していきまして、野菜などで2億、3億円ぐらいでした。全体で14億円近くの農業総生産をやっている時に、こういうことをおっしゃられました。「ナマカロー アーウグトゥイ、クルウグトゥインチャ チカノウティ、ユンヌヌケイザインチャー ハッテンシミリバトゥナイクトゥと、そういうかけ声のもとに、現在では10億円以上の大きな躍進を遂げています。しかし、現在はTPPという大きな問題で、大きな岐路に立っている畜産業ですが、そういうことを考えていただいて、今度は山元宗町長が大きな畜産の飛躍の年のきっかけにさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは続きまして、ミカンコミバエの侵入について、ミカンコミバエとウリミバエの侵入についての対策についてお聞きしたいと思います。

1982年に奄美群島では、撲滅がされたはずのミカンコミバエが、また再発生をして、今物議を醸しておりますが、これは奄美大島、徳之島あたりまで今被害が出てきております。幸いにも与論島にはまだ被害は出ておりませんが、被害が出ていないというよりも、カンキツグリーンニングでミカンの木がなくなっていますので、被害に遭う木がないというのはあろうかと思いますが、しかし、このミカンコミバエの侵入経路というのが、農林省の発表では、台風、あるいは偏西風等で飛んできたという経緯が発表されました。これは、そうなるとミカンコミバエだけではなく、ウリミバエも飛んでくるのではないかということは十分に予測されることです。与論島においては、このウリミバエというのは大敵でありまして、与論の野菜の中心でありますインゲン、ゴーヤは、これが入ってまいりますと、入ってきた時点で、すぐ出荷停止という状況に陥っていきます。やはりこれは、ミカンコミバエ以上に厳重なチェック体制を整えていかなければいけないと私は思っています。ミカンコミバエは仕方ありませんが、ウリミバエも絶対に入れてはいけないという観点のもとで質問させていただいております。現在、ウリミバエについての防除体制、チェック体制はどうなっているか、再度お聞きします。産業振興課長にお願いします。

○議長（大田英勝君） 産業振興課長。

○産業振興課長（町島実和君） ミカンコミバエは、皆さんも報道等で一部始終をよくわかっていらっしゃると思いますが、このウリミバエに関しましても、同じような誘殺方式、またちょっと薬が違いますが、その薬だけを違える段階ではテックス板のほうで少しだけ薬が違うということで、今、誘殺状況は、先ほども町長のほうから御説明があったとおり、年間を通して20基ありました。それを奄美大島にミカンコミバエが入ったという現状を踏まえて、鹿児島県にすぐ倍増してもらおうことが

できました。今、町内40カ所を指定しまして、そこに誘殺トラップを設置しています。これには、ミカンコミバエだけではなく、ほかのミバエ関係、ウリミバエとか、いろいろなミバエが全て入る仕掛けになっています。それを今まで、奄美にミカンコミバエが入るまでは月に2回調査して、大島支庁の特病係に送りまして、チェックをしてもらっていたのですが、今は1週間に1回、毎週水曜日には必ず40カ所のトラップ調査をして、大島支庁に送っています。その結果、この前までの水曜日までの話によりますと、まずこちらのほうでもミカンコミバエとウリミバエと、ミツジミバエとか、いろいろとハエがいっぱいいる関係で、簡単にはわかりませんが、ある程度はミカンコミバエとかウリミバエとかだったら、羽の模様とかで判断しやすくなったのもありまして、見たら必ず中に入れるけれども、いないなどいうことで一応送ってございます。将来的に、もしミカンコミバエもでしょうけれども、今御質問にありましたウリミバエの件に関しましても、もしそれが入っていたら、すぐ鹿児島県のほうで、今度はミカンコミバエと同様、現地対策本部を設置し、すぐ入るということで、調整をしております。

今、143個ミカンコミバエのテックス板をすぐつり下げるのではなく、自分たちで工夫をしてみようということで、500ミリぐらいのペットボトルを切りまして、中に入ったならなかなか外に逃げられないような、誘殺板と同じような方式をつくりまして、今、それを新たに40カ所の誘殺のほかに、143カ所、島の300メートルから400メートルに1カ所ずつという形で、その変わり、誘殺トラップから最低でも100メートル以上話さないといけないという、いろいろ規定もありまして、安全をとりまして、大体200メートル以上は離すようにということで、143カ所プラス40カ所の、183カ所で誘殺を確認して、その143カ所につきましては、2週間に1回ずつしようということでやっておりますが、今のところ、まだそれらしいハエは入っておりません。こういう状況でやっております。以上です。

○議長（大田英勝君） 4番。

○4番（林 隆壽君） ありがとうございます。ミカンコミバエはカンキツ類だけでなく、トウガラシや、トマト、なす、ピーマン、パプリカというものにも寄生して害を与えます。やはり、来てからどうの、来るなどとは言えませんので、勝手に来るので、来たときには、速やかに町民や農家の対策を講じたり、いろいろなそういうことを速やかに対応していただきたい。もたもたしていると、植付けをして、その後収穫しようとした時となってしまおうとまずいので、やはり入ってきたようだから用心してください。いろいろな防除体制を整えてくださいということを徹底してお願いしたいと思います。大きくなって、収穫したものを廃棄処分ということになって

くると、これはまた大きな問題になりますので、ぜひそういうことがないように対応をお願いしたいと思います。

それでは、最後になります。沖縄県への職員の派遣についての再質問をさせていただきます。

30年ほど前に、奄美の農業に関する私が見た書物に、こういう数字が載っておりました。与論町の耕地面積、当時は1050町歩と言われておりました。耕地面積では、農業の一次産業だけでは人口3,600人しか雇えないと、そういう記述が載っておりました。この記述に関連して、平成40年には与論の人口は3,800人に減少するだろうという予測がこの前出て、大きな物議を醸したのですが、この数字が何を言わんとしているかということ、私は、やはり与論は農業だけでは、どうしても5,000人以上の人口は養えない、ほかの産業、特に観光をもっと進めなさいという大きな数字、試算ではないかなと私は解釈をしております。今、5,400人です。これだけの人数、5,400人でも生徒数が少ないと、大変危機感を感じているので、6,000人、7,000人という人口を維持して、産業を活性化するには、観光というのが一番重要になるだろうと私は思います。

私も以前、観光産業を与論町経済のリーディング産業として位置づけて、農商工連携を加速させ、経済活性化をしていただきたと一度質問したことがございますが、現在の与論町の観光産業は、まさに与論町産業経済の牽引車的産業として、観光抜きには考えられない位置づけです。

また、与論の観光発展は、沖縄県抜きでは考えられない現状にあると思われます。これまでに沖縄への職員派遣の検討をしたことがありますでしょうか、総務企画課長。

○議長（大田英勝君） 総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） 沖縄県への職員派遣について、御説明したいと思います。これまでは、特に鹿児島県、鹿児島県庁に職員の派遣はなされてきたと思えます。また、国へも一時期ありましたけれども、沖縄への職員派遣というのは、これまではなかったと認識しております。この質問事項にもあるとおり、今後はこういった物流観光、特に医療もですけれども、そういった面で沖縄と、特に密接な関わりもありますので、今後そういった職員派遣については、ぜひ私たちのほうも積極的に取り組んでいきたいと考えております。奄美とかが、平成8年からもう既に20年ぐらいされているところなんですけれども、県庁にこだわらず、特に関係機関、いろいろなところも検討しながら、また進めていければと考えます。以上です。

○議長（大田英勝君） 4番。

○4番(林 隆壽君) ありがとうございます。先ほども言われましたように、奄美ではもう既に20年ほど前から沖縄との太いパイプをつくっていますね、知らないうちに。やはりそういうことで、与論町は今まで観光については、大島郡では抜きん出た観光地だと認識していたんですけれども、今気づいてみると、奄美、徳之島が抜きん出ている、与論はどんどん置いてきぼりされているという感が否めないのです。そういうことから考えて、沖縄県への職員派遣は、人材育成という観点から、そして職員を派遣するのも男女を問わず、若いやる気のある職員をどんどん派遣して、どんどん行っても、そんなにはできないでしょうけれども、1年、2年ぽつとやるのではなく、ずっと継続してやっていくことによって沖縄との太いパイプができる。これからも観光産業を大きくしていくには、沖縄とのタイアップ、沖縄とのパイプというのが大きな役割を果たすので、それを積極的に進めていっていただきたいと思います。このことについて、町長にお伺いします。

○議長(大田英勝君) 町長。

○町長(山 元宗君) 今総務企画課長がお答えしたとおり、非常に文化面、あるいは産業、物流面、特に沖縄との関係が非常に密接です。私たちは今後やはり沖縄からの観光、沖縄からの集客というのが非常に大事なことはないかなと考えます。そこで沖縄との交流、あるいは沖縄との研修の行き来というのは大事ではないかなと考えております。場内でもいろいろ話をしているのですけれども、沖縄県庁だけにこだわらずに、そういうふうな、観光関係の施設等、そういうところにも打診をしながら、今後進めていければと考えています。以上です。

○議長(大田英勝君) 4番。

○4番(林 隆壽君) ありがとうございます。きょうは4項目質問いたしました。この4項目については、まさに与論町の基(もと)であると、基となる政策であると私は考えております。どうぞ新町長、町長の手腕を遺憾なく発揮されて、与論町の明るい未来を築いていただきますよう要望いたしまして、最後に町長の心構えをお聞きして質問を終わりたいと思います。

○議長(大田英勝君) 町長。

○町長(山 元宗君) 私は、基本的にはこう思います。本当に議会の皆様も、また我々職員も、本当にこの島が良くなればいい、この島のために、本当にみんなで力を合わせていければいいなと考えております。今後とも本当に議会の皆様方からのいろいろな御指摘、あるいは御指導をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

ありがとうございました。終わります。

○議長(大田英勝君) 4番、林 隆壽君の一般質問を終わります。

次は、2番、高田豊繁君の発言を許します。2番。

○2番（高田豊繁君） おはようございます。それでは、林議員に引き続きまして、質問をさせていただきたいと思います。

先般通告いたしました一般質問の要旨に基づきまして、質問をさせていただきたいと思います。

1 大型事業の計画と推進について

- (1) 役場庁舎の建設や給食センターの建設、その他多くの大型事業の実施年度と事業費はどのような計画であるか。
- (2) 新規の大型事業の実施については、必要性、緊急性、財政負担等を慎重に検討し推進する必要があると痛感されるが、町長は、プロジェクト計画推進委員会（仮称）を設置して、総合的かつ調和のとれた事業の推進を図る考えはないか。

2 専門職員の増員について

- (1) 行政サービスが多様化し、職員の業務負担が拡大していることから、子育て支援や障害者自立支援の充実を図るため、保健師、精神保健福祉士、保育士等を積極的に採用・増員する考えはないか。
- (2) 土木建築現場において、指導・監督のできる有資格者で、経験豊富な技術系職員を更に採用する考えはないか。
- (3) 専門職員の応募者の確保対策を講じるとともに、その待遇改善に取り組む考えはないか。

3 多目的運動広場の整備について

- (1) 多額の予算を投入して造成した多目的運動広場の予定地は、早期に施設整備がなされて供用開始となることが望まれているが、どのような計画であるか。
- (2) 運動広場のグラウンドは種子まき天然芝にして、コスト削減を図る考えはないか。

以上につきまして、質問させていただきたいと思います。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（山 元宗君） それでは、お答えいたします。

まず1番目の庁舎、給食センターその他の事業年次等ですけれども、計画ですが、今後予定されている大型事業は、平成29年度から平成33年度までの直近5カ年計画において、役場庁舎建設事業、し尿処理施設整備事業、給食センター整備事業などが計画されております。これらの事業は、第5次与論町総合振興計画の実施計画に基づいて計画されている事業です。

役場庁舎建設事業については、建設場所により事業費が変動しますが、おおむね建設費だけで6億～9億円と算出しております。し尿処理施設については、約7億円、給食センターについては、5億～6億円の建設費を見込んでおります。いずれの事業も現施設の老朽化により危険性が高く、緊急性を伴う事業であることから、今後大きな財政負担が継続していく状況が見込まれております。

なお、個別事業の実施年度については、建設場所の選定、財源の確保、住民コンセンサス等の点から、優先的に事業を検討・精査し、平成30年度から順次施設整備を進めていきたいと考えております。

次に、2番目の調和のとれた事業の推進についてです。今後見込まれる新規の大型事業は、現施設の老朽化により、特に危険性が高く、緊急性を要する事業です。また、いずれの事業においても、現施設の業務運営を継続しながら建設を行う必要があることから、建設場所の選定、財源の確保、住民のコンセンサスを伴う事業として、町民の意見も反映した「大型事業計画推進委員会」（仮称）の設置により、総合的に判断し、事業を推進していきたいと考えております。

次に、行政サービスに伴う福祉関係の職員の確保ですけれども、町民ニーズの多種多様化、高度化に伴い、行政サービスもより専門性の高い業務が増大し、医療・福祉関係や幼児教育等において、特に資格を有する人材が求められております。保育士については、毎年度計画的に採用しており、今後も年次的に採用してまいりたいと思います。保健師については、平成27年度に採用募集を行いました。受験の申込みがない状況となっております。近年の保健師の業務範囲の増大等に鑑み、町内外の保健師資格者の情報収集に努め、積極的な人材確保に努めてまいりたいと考えております。

また、精神保健福祉士についても、今後精神保健の充実を図るため積極的な採用に努めてまいります。

次に、土木関係の職員の採用ですけれども、土木建築に係る業務については、設計・施工段階において、高度な専門技術や知識・経験が求められているところです。土木建築現場においては、設計図書及び仕様書に基づいた工事の実施、品質管理、工程管理、使用材料承認など、施工者への適切な指導・監督が求められることから、建築士や工事管理技士等の有資格者の採用により技術系職員の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、応募者の確保策ですけれども、本町の職員採用については、当該年度の退職者数の補充を基本とし、次年度の職員採用人数、採用職種、採用条件等を精査の上、職員採用の募集を行っているところです。その中でも、専門的技術や知識を有する保育士、保健師、建築士、消防士の職種については、専門的業務の多種多様化

に加え、業務量も増大していることから、今後、行政サービスの低下を招かないよう年次的に職員の確保に努めてまいりたいと存じます。

また、応募者の確保対策として、採用条件の見直しや現行の採用試験の方法に加え、実務経験のある人材の採用枠についても検討し、経験年数に応じた待遇改善についても十分検討してまいりたいと存じます。

では、多目的運動広場については、教育長のほうからお願いいたします。

以上です。

○議長（大田英勝君） 教育長。

○教育長（町岡光弘君） 多目的運動広場の整備についてです。

現在、多目的運動広場予定地の造成は、ほぼ終了しております。既に実施計画を依頼し、来年度の工事着工に向けて準備を進めているところです。設計が終了次第、日本スポーツ振興センターに、地域スポーツ施設整備助成・グラウンド芝生化事業及びスポーツ施設等整備事業の申請を行い、予算確保に努め、早急に施設整備を進めてまいります。

次に、天然芝についてです。サッカー場につきましては、現在の総合グラウンドの使用状況から予測した場合、使用頻度が高くなると予想されることから、維持費が安く、使用に耐えられる人工芝が最適だと考えております。また、サッカー場に併設するグラウンドゴルフ場の芝につきましては、安価な種まき芝で対応してまいる所存です。

○議長（大田英勝君） 2番。

○2番（高田豊繁君） 先ほど御答弁いただいたのですが、給食センターは、この間拝見させてもらったのですが、昭和50年に完成しまして、現在築40年になっております。それから役場庁舎は42年に完成しまして、築48年が経過しております。役場庁舎の場合は茶花漁港にも近くて、海風、そういったやはり潮害を受ける場所柄がありまして、コンクリートの剥離とか、大変今、危険な状態がありまして、劣化が激しい、また地震も大きな地震があったわけですけれども、縦のクラックが多く、箇所にありまして、大変心配しているところですが、給食センターにつきましては、この構造劣化の状況、あるいは中の施設設備、給食設備、この辺の状況は緊急性は高いのですか。和泊の場合は、この間、今週見てきたのですが、新しく5億円程度で、建て替えたということですが、給食センターのことについて、まず教育長のほうから今の劣化状況についてお伺いします。

○議長（大田英勝君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（田畑豊範君） おはようございます。ただいまの高田議員の質問について、お答えしたいと思います。

去る6月ですか、7月ですか、上部のほうから砂が落ちてくるという連絡がありまして、全体が剥離をしているわけではなくて、部分的にお米の中に異物が混入しているということから、緊急に8月の夏休みを使って、左官の方々をお願いして一面全部、上の天井の修理をしてございます。もちろん、和泊みたいに全部を建て替えとは、すぐにはできないと思うのですが、その中でも和泊の場合には6億3000万円ほどかけて、ドライ方式というのを採用しております。床下のほうには一切水が落ちないという、そういう方式を使っております。それがスタンダードな今の現在の給食センターの在り方なんだそうですが、うちの場合は、何しろ先ほど言われたとおりに築40年の建物なものですから、そこら辺は、失礼な言葉ですけども、だましましじゃないですけども、必要なものは買いかえながら、今運営をしているという状況です。以上です。

○議長（大田英勝君） 2番。

○2番（高田豊繁君） やはり給食センターの場合は1階でもありますし、海岸からかなり遠い位置にありまして、一般的に、これは本土の場合ですけども、50から60年が大体耐用年数になっていますので、できれば今おっしゃられましたように、そういうだましましではなく、少し小規模的な改修でもして、延命化ができれば、そういうことも相対的に検討する必要があるのではないかと、中の設備は別といたしまして。

それから、し尿処理施設のことで、今7億円という巨額の予算を計画されているということですが、これはくみ取り家庭を対象としていますよね、これは町内で何戸ぐらいありますか。

○議長（大田英勝君） 環境課長。

○環境課長（吉田 勉君） お答えいたします。今、件数ではちょっと、すみませんが、パーセントで申し上げますと、浄化槽の普及率が50パーセントに満たない状況です。くみ取りの分はもちろんですが、そのほかに定期的な点検をして、それぞれ、ある浄化槽単独処理、合併処理浄化槽も含めまして、年間に1回ずつ点検するのですが、どうしても浄化槽の構造からしまして、処理をした残さが下にたまっていくということで、それが必ず下にたまっていくわけです。そうすると、全部の家庭から持っていくくみ取り分をはじめ、浄化槽からも何年かに1回ずつ全部くみ取りをして運んでいかなければいけないという現状にありまして、それも含めた対策ということなんです。

○議長（大田英勝君） 2番。

○2番（高田豊繁君） そうしますと、合併浄化槽の下のほうにたまる汚泥ですね、スラッジとも言いますけれども、それもそこで処分したいと。これは結局合併浄化槽

で処分した後ですから、この汚泥というのは。あとは普通は脱水機にかけて農地に還元するか、そういう形でしか普通はしてないと思うのですけれども、そこらあたりも非常にハイレベルなものを考えていらっしゃるようではありますけれども、私がかねてから言っているのですけれども、集排施設とか、そことも併用しながら考えたかどうかということです。これは、今ちょっと議論の時間はないですが、くみ取りにつきましては、また後ほど教えていただきたいと思います。すみません。

次に、2番目の大型事業の今後の進め方についてですが、先ほどの答弁で大型事業計画推進委員会の設置について考えているということですが、各課とも、やはり自分の所管の仕事あるいは事業を先んじてほかの課よりも進めてやりたいというのは、これは各課がそれだけ自分の仕事に対して積極的だから、そういうことがあるわけですので、大変これはすばらしいことだと思いますが、そこらあたりの財政的な面とか、いろいろなことがあると思いますので、そういった外部的な人員とかも入れながら、大所高所から検討しながら、中身のしっかりした計画で進めたいと思います。そういうことで、先ほどの答弁にございましたように、ぜひ進めていただきたいと思います。この点に関しましては、先ほどの御答弁で十分だと思いますので、次の点にいききたいと思います。

質問事項の2についてですが、大変多様化、増大化する福祉行政の最前線で、今子育て支援や障害者自立支援の充実を図るため、全身全霊を傾けて頑張っておられる職員各位の御尽力に対して、まずもって、敬意と感謝を申し上げたいと思います。また、去年は与論町あるいは社会福祉協議会、秀和苑等多くの関係機関の熱意と誠意、努力の結集のもとに自立支援協議会が発足できました。そして、相談支援事業所も開設されまして、福祉対策の一層の向上面から、与論町がようやく大きな前進が、大きな一歩が踏み出せたものと思ひまして、改めて町民福祉課をはじめ、関係各位に敬意を表したいと思います。

そのような中で、最前線で頑張っておられる職場の士気の向上面からも、保健師、精神保健福祉士、保育士等の枠の拡大と人員確保については、一層努力していただきたいと思います。一般的に行政事務は、以前からいたしますと、大変地方への権限移譲がありまして、専門的、多面的に、複雑化、広範化しておりますが、ある面電算化等によりまして、かなり合理化が進められているのではないかと思います。現場でも技術系あるいは専門的な業務につきましては、なかなか一律に電算化できないところがございまして、中にはマンツーマンでないとできない。あるいはまた、人間がいろいろな技能要素を持ち合わせていないと、なかなか対応が難しいところもございまして、そういうことで、これに関連するわけではありますけれども、先ほどもありましたが、27年度の職員採用試験につきましては、保健師等につきましては応募

がなかったということですね。そういうことで、副町長のほうにも以前ちょっといろいろ話をしたことがございますが、先ほどもありましたように、情報ネットワークを使いまして、有資格者をかねてから当たりをつけて、表現は適切でないかもしれませんが、お話もして、そういったハンティング的な交渉も今後は必要ではないかと思われませんが、副町長どうでしょうか。

○議長（大田英勝君） 副町長。

○副町長（久留満博君） 全くおっしゃるとおりだと思っています。特に、東北あたりの田舎でも、大都市のほうから、大分そういった引き抜きみたいな形で、給料面とかいろいろな待遇改善とかで引き抜かれて、ますます過疎地域での、例えば人材の確保が難しくなっているという現状もありますので、地元出身者が高校を卒業して、どういった専門分野の学校にいつているかということも把握しながら、できるだけ卒業以前に、他の企業や他の場所に就職が決まらないうちに、積極的にアプローチをして、何とか地元で働いてもらえるよう働きかけてまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（大田英勝君） 2番。

○2番（高田豊繁君） 今、おっしゃいましたようにも、与論高校出身者で、そういった適材がいらっしゃらないかと、かねてからそういったデータバンク的に、彼らのそういうことを調査しながら、少しでも与論島に帰ってきていただいて、人口増、若者定住化促進対策に資することができるように、ひとつかねてからの御努力を期待したいと、このように思うわけです。

次に、技術系職員の件に関しましてですが、例えば、学校建設とかの建築現場に関していいますと、設計監理はほとんどが外部委託されているのが実情です。小さいトイレとか、小規模なものに関しては、これはまた別なわけですが、しかしながら、発注事務とか、それから現場監督事務、これらは職員自ら行うのですが、設計図書の理解や積算業務、各種法規に則した監督業務はなかなか一般事務系からの人事異動による転用というのでは簡単にいかないところがございまして、大変厳しいところがあると考えられますので、なるべく先ほどの御答弁にもありましたように、ひとつ積極的に、そういった適材の確保・配置が必要ではないかと考えられますが、町長の考え方をお伺いしたいと思います。町長、お伺いします。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（山 元宗君） 今御指摘のとおり、本当にあの人が抜けたらどうなるかなと、いつもそういうふうなことで、部内でも話をしておりまして、今後はやはりそういう方々を求めていくこと、そしてまた育てていくことが、大事じゃないかなと考えております。いかんせん、財政の関係とか、あるいは年齢の関係とか、いろいろあ

ったりして思うようにいかないところもありますので、皆さんのお力を借りながら、そういう点も改善していければと思います。

○議長（大田英勝君） 2番。

○2番（高田豊繁君） おっしゃいますように、年齢的な面とか、いろいろそういう、ややハードルの高い別な意味でのそういう障壁もあるとは思いますが、ひとつはいい仕事をしていくために、また、あるいは後輩を指導していくためにも、今後御努力をしていただきたいと思います。

次にいきたいと思いますが、先ほど教育長のほうから御答弁いただきました多目的運動広場の整備について、お伺いしたいと思います。

大変立派に用地整備を終えました多目的運動広場の件についてですが、広大な面積を集約・確保するのに、法的な面、用地交渉の面、大変な御苦勞があったことと思われま。したがいまして、局長をはじめ、関係職員に心から敬意を表したいと思います。

また、先日は現役のプロサッカー選手を迎えて、与論町のサッカー連盟の設立40周年記念事業が盛大に開催されまして、私どもも出席する機会がございまして、大変メンバーの中の熱気といいますか、本当にメンバーの、この多目的グラウンドの早期完成に向けた大変熱い思いを胸に感じたところです。また、かねてから私もグラウンドゴルフも一緒にさせていただいているのですが、メンバーの中には平成29年からは使えるという、そういう説明を行ったのかどうか、それが僕はわからないんですけども、大体そういうふうな内容で、そういう理解で、町民は理解しているようです。

そういう中で、実は先般、今月の初めに南日本新聞のほうに大変大きな記事として載っていたのですが、今問題になっています2020年の東京オリンピックの会場となるメインスタジアム・国立競技場が、今いろいろ話題になっているのですが、当初2700億円という膨大な予算がいろいろと議論した結果、結局1550億円で決着がついたようございまして、これの財源負担の内訳といたしましては、まず国が半分の791億円をもつと、そして、その半分以上を更に半分ずつにして、東京都が395億円、スポーツ振興くじで残りの395億円は負担するということが載っております。それで確定したと、これは舛添都知事、あるいは遠藤利明五輪相、馳浩文科大臣が合意しているのですが、これにはまた1つ問題があるようございまして、国の施設であるこの国立競技場に、全く法的根拠もなく、国とは別の機関である東京都が支出するとした場合は、違法な支出であるとして住民訴訟の対象となる恐れがあるとのことで、政府は根拠となる日本スポーツ振興センター法の改正案を、来年の通常国会に提出する方針だということです。

そのようなことから、これは対岸のことではなくて、私どもの多目的運動広場にも影響があるのではないかということで、大変心配されるのですが、世紀の東京オリンピック、あるいはパラリンピックの東京大会ということでは、これは国民ならず、全世界が期待しているところですので、当然、こちらのほうを優先すべきではないかということは誰もが思うわけです。

話は違うのですが、いろいろサッカーをしているところも何箇所かこれまで見せていただきました。おととしてしたかね、石垣島も供利議員の先導で見させてもらいまして、先般は徳之島のほうの健康の森公園も見せていただきました。そうしますと、徳之島の場合ですが、水泳プール、サッカー場、陸上競技場、野球場、ソフト、硬式テニス場、そしてグラウンドゴルフ場が整備されていまして、学生からシニア層まで大変多くの利用がなされております。とても大変すばらしく管理が行き届いておりまして、ほとんどと言っていいぐらい雑草が見受けられなかったのです。

そして、その中身ですが、サッカー場と野球場の外野部分、そして陸上競技場のフィルム部分、グラウンドゴルフ場は全て天然芝仕上げになっております。そして、テニスの軟式、硬式のテニスコートだけはアスファルト舗装の上に人工芝の仕上げがされております。また、先ほども触れたのですが、和泊と知名の総合運動場も西洋芝系の天然芝を使っていますね。高麗芝ではなく、葉が少し広い犬芝生系というか、ソフトな感じの、あまり葉が長くない芝を使っているようです。

先ほどの答弁では、フットサル、サッカー場に関しましては、人工芝生となっておりますが、この人工芝を屋外で用いた場合、最初に転圧と基面整正ですね、それから切り込み粒調というか、採石の上に4センチぐらいのアスファルトを敷きますよね、不陸防止のために、そしてその上に人工芝が敷かれると思うのですが、この点に関しては間違いないですか、教育長。施工断面に関しては。

○議長（大田英勝君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（田畑豊範君） ありがとうございます。人工芝の施工の構造ですが、アスファルト舗装はいたしません。アスファルト舗装はせずに不整整正をして、あと転圧をして、その上にプラスチック板みたいなものがあるのです。今、開発されているのが、それをして、その上に人工芝を張るという方法です。アスファルト舗装に関しましては、しないということです。

○議長（大田英勝君） 2番。

○2番（高田豊繁君） それは今初めてお伺いしたのですが、普通のアスファルトをする場合、大体4万5,000円ぐらいはかかるのです。平米当たりですね。そうすると人工芝も5万6,000円ぐらい平米当たりかかります。ということは、平米

当たり1万円はかかるのではないかと、その面積はどのぐらいありますか。

○議長（大田英勝君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（田畑豊範君） サッカー場につきましては、人工芝の面積が8,165平米、それからフットサルのほうにつきましては、1,680平米です。それだけが人工芝という計画をしているところです。

○議長（大田英勝君） 2番。

○2番（高田豊繁君） そうしますと、合わせて9,700ぐらい、約9,800ですから、1万平米に近いですね。そうしますと、仮に1平米当たり1万円かかりますと、それだけで単純に1億円という値段が出てまいります。それから、今度は片や天然芝を比較検討した場合、平米当たり1,000円はかからないです。これは施工ベースです。そうすると今の1万平米だったら、1,000万円で天然芝だったらできるということです。単純に、私は工事費だけの問題で、これを懸念しているのではなく、地形的、地質的なことを心配するのですが、与論島は御承知のように、隆起サンゴ礁の島でございまして、いわゆる古生層という基盤の上にサンゴ礁が乗って、中はほとんど空洞になっているのです。与論島は、川がない代わりにドリーネがあちこちにありまして、ほとんど降った雨は地下にもぐるのです。そうしますと、心配するのは凸凹、いわゆる不同沈下がですね、あれだけの平面上で不同沈下ができるのではないかと、相対的に今サッカー面だけで1万だけど、駐車場面まで、あるいはその他の周辺まで入れたら2万平米を超えるでしょう。

○教育委員会事務局長（田畑豊範君） はい。

○2番（高田豊繁君） そうすると大体2万平米なのですが、それが長い時間をかけてしか地盤は安定しないのです。徳之島とか沖永良部の越山付近の土質は、全く基盤を削っているものだから沈下がぜんぜんないと、与論の立長層とか、赤崎の付近の土質に似ています。ですが、那間校区とか茶花校区の場合は、昇龍橋の所から品覇に向けて多段的に断層ができていて、非常に沈下する恐れがあるのではないかと、仮に人工芝にしてしまうと、それはよっぽどのコンクリートとかであれば別でしょうけれども、そのぐらいのものではですね、これは何年かすると沈下が起きるのではないかなと思うのです。そうすると、先ほどの答弁ではメンテの面をおっしゃられましたが、そういった場合のメンテナンスはコストが余計かかるのです。私が芝にした場合はどうかということで、ゴルフパークがありますよね、風花のあそこに龍美パークがありますが、あそこの管理人、あるいは与論空港は約10町歩ぐらいの着陸帯があって、そこを1人の職員で今刈っているのですが、そういったことを考えますと、乗用モアというのがありますよね、低いゴーカートみたいな感じのモアがありますが、あれだったら全面を芝生にした場合でも3時間ぐらいで終わるだ

ろうと、1回当たりですよ。それを多くて2週間に1回ぐらい、1カ月に2回ぐらい、そういうのがあればいいと。それと沈下があった場合、天然芝だったら、そこに一旦盛土をして、また種をまいてローラー転圧をかけてすればいいのではないかと。人工芝をした時のメリットは十分わかります。だけど、それが一旦この大掛かりな陥没とか沈下があったりすると、非常にもうこれは競技はできないですよ。予算がかなり伴うのではないかと、継ぎはぎだらけになるのではないかと、屋内ドームの場合は、雨が降らないものだから、あそこも確かにアスファルト舗装してから、その上に人工芝が敷かれています、やはり、そういうことが懸念されるのです。それと子供たちの足腰にも天然芝のほうが僕がいいような気がするのです。そういうことで、大変人工芝のほうがメンテナンスがかからないようなイメージがかなりあると思います。芝を刈らなくていいのですから。天然芝の場合はライン引きをいちいちしないといけないのです。毎試合ごとにライン引きをしなくてはならない。人工芝の場合は最初から引かれていますから。そこらあたりの効率的な面はいいのですが、やはり不同沈下が一番懸念されるものですから、特に西側の部分は岩盤を削って整地しているのですが、東側の部分は穴を掘ったりとか埋め土をしている関係がありまして、それが不同沈下を起こす要因になるのではないかと、大変これが心配されるのです。そこらあたりも相対的に考える必要があるのではないかなと思います。

それから、財政的な面ですが、先ほどスポーツ振興協会の予算をあてにしているということですが、これは先ほど私が申しましたように、厳しいことも考えられるのではないかと思います、グラウンド面だけではなくて、管理棟、それからトイレ、これは必ず必需品ですので、駐車場ももちろんそうですが、これは県の地域振興事業というのもありますし、これは大変健康づくりにもこの施設は大事ですから、仮に例えばですよ、徳之島が介護認定率が、このグラウンドができた関係かはわかりませんが、徳之島町が急に下がっているのです。与論は上がっていますが。だから、そういう運動をすることによって、介護予防の効果がもたらされているのではないかという面もございまして、なるべく早くできること、やはり安定して使えること、財政的な負担がなるべくないようなことを考えていただいて、そういう大所高所から相対的に考えていただいて、御検討をいただきたいと思いますが、教育長、御答弁をお願いします。

○議長（大田英勝君） 教育長。

○教育長（町岡光弘君） 今のことは非常に大事なことです、設計委託に今後入るのですが、1回目の検討会も、意見交換会もしてあります。当然人工芝についても、今のようなことから、長期的にも、どういう方式が最も良いのかということについ

ては、原則として、今は人工芝でいく予定ですが、それへの対応策も考えながら、よく吟味をしながら、進めていくつもりではあります。もし補足があれば。

○議長（大田英勝君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（田畑豊範君） ありがとうございます。高田議員のおっしゃるとおりだと思っておりますが、人工芝にした理由は、そもそも論なのですが、まず最初に陳情の段階から、与論の子供たちが島外に出ていった場合、土のグラウンドで、ただのグラウンドで練習して県大等に行くと、慣れなくて、試合でその雰囲気慣れたころには、もう終わっているということで、練習環境をみんなで考えてあげようということから、使用頻度に耐えられるよう人工芝にしようという考えでいました。

また、天然芝生にして、天気が悪い時に試合をすると、2週間から3週間養生期間というのが必要だとされています。ということは、つくった施設を長い間使わないということにもなるものですから、最初にお金をかけてでも良いものをつくって、たくさん使用していただきたい。そのことによって外からも人が呼べるということの中で、観光振興も含めてということで、こういう考えにしたのです。

それから先ほどもありましたが、人工芝につきましては、部分カットをしてすぐ補修ができる方法をとっております。と申しますのは、自然沈下も含めて、沈下した場合には、その部分だけ切り取って、その部分だけ上に剥ぎ取って、補修をして、上からかぶせるという方法でできるということを業者と相談しております。ですので、部分的な沈下についても対応は十分行えるということで、今考えているところです。予算面につきましては、また後ほど喜山議員からあるようですので、これでおしまいにします。

○議長（大田英勝君） 2番。

○2番（高田豊繁君） やはり新設の、例えば中学校のグラウンドに人工芝を敷く場合は、あまり不同沈下は起こらないのではないかなど。例えば中学校みたいに長期間供用して、あそこも土質は古い、土層的には古いのですが、今のところは少しリスクが多いのではないかなど。老婆心ながら私がそう懸念して申し上げていることです。

それから、すぐぬかるみになるということですが、これはそんなに気にするほどではないです。ある程度の排水勾配を付けて、周りにちゃんとした排水機能さえ發揮できれば、芝生がみんな敷き詰められたら、それほどぬかるみにはならないから、それは心配しなくていいと思います。

それで、今度は最終的に最後に町長も大変な推進派ですから、町長の御意見を伺いまして終わりにしたいと思います。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（山 元宗君） ありがとうございます。この多目的運動広場の件ですが、主にサッカーということですが、サッカーを含めて他のスポーツも大いに利用できるような広場になればいいなと私は思っています。

そして、後からも出てきますが、町民の保険料、介護保険とか、そういうものの軽減につながるような、そういう運動ができるような広場になっていけばいいなと思いますし、また、そのために運動する人だけでなく、周りを利用して、また子供の成長にも、子供たちの遊び場にもなるような、そういうみんなの憩いの場になればいいなと、そしてなお、我が島の観光の目玉にもなればいいなと考えて、大いに今後も推進をしていきたいと思っています。ありがとうございます。

○議長（大田英勝君） 2番。

○2番（高田豊繁君） 将来に悔いの残らないように、みんなでこれは行政も議会も一緒ですので、立派な施設ができて、町民にとって喜ばれる施設になりますように祈念いたしまして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（大田英勝君） 2番、高田豊繁君の一般質問を終わります。

次は、5番、喜山康三君の発言を許します。5番。

○5番（喜山康三君） 一般質問に入る前に山町政がスタートして3カ月近くなり、早くも2回目の定例議会を迎えることになりました。町長の公約実現や来年度の事業計画の概要の取りまとめ作業が進んでいると思います。私が一般質問の中で最も質したいのは、この急速に進んでいる少子高齢化、特に人口減少の歯止めについてです。今から行政改革など、様々なことについて質問するのですが、これはこの少子高齢化に対して生半可な政策では太刀打ちはできないという考え方に基づいて一般質問に入りたいと思いますので、その趣旨、私の考えを御理解の上、答弁は簡単に結構ですので、よろしくお願いします。

#### 1 行財政改革の推進について

- (1) 介護保険料及び国民健康保険税をこれ以上負担することは無理だと考えるが、住民の負担を軽減するための施策にどう取り組んでいるか。
- (2) 新ごみ焼却処理施設建設工事の進捗状況及び財源計画はどうなっているか。また、施設の規模縮小及び建設場所の変更も含めて、仕切り直しを行い、財政や将来の人口規模に合った計画に変更する考えはないか。
- (3) 多目的運動広場は、いわゆるサッカー場整備事業の進捗状況及び財源計画はどうなっているか。
- (4) 財政負担を軽減するため、行政の事務事業全般を見直すとともに、行政

サービスに係る受益者負担を一層推進する考えはないか。

## 2 出産・就学支援について

- (1) 国はもちろん、本町において取り組むべき最も重要な政策課題は、出産適齢期にある女性が自ら進んで喜んで出産し、子育てのできる環境づくりではないかと考えます。出産・子育て世代への出産支援の更なる充実、就学時の医療費及び給食費の公費での全額負担を最優先して行う考えはないか。

## 3 安心、安全で文化的な生活環境の整備について

- (1) 防災行政無線による屋外放送の音量及び回数等に対する苦情は依然として多く、静かで文化的な環境づくりの配慮が求められているが、町長はどのように認識し、対策をどう講じていく考えであるか。
- (2) 畜舎からの悪臭についての苦情も依然として多く、清潔で文化的な環境づくりの配慮が求められているが、業界に対する指導も含めて対策をどう講じているか。
- (3) 道路の補修や修理、安全対策はどう進めているか。

以上、質問いたします。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（山 元宗君） お答えいたします。まず1-(1)です。

急速な少子高齢化が進行する中で、高齢者福祉計画及び介護保険事業計画を基本としつつ、第5期で開始される地域包括ケア実現のための方向性を継承しながら、介護予防事業の展開を始め、社会参加活動を通じた介護予防に資する地域活動や健康教育、健康増進事業の推進、高齢者福祉サービスの提供、介護給付の適正化の取組を展開してきたところです。また、費用負担の見直しがされ、第6期における第1次保険料は、所得水準に応じたきめ細やかな設定を行い、公費による低所得者の保険料軽減強化の仕組みを導入した更なる負担軽減が図られました。また、介護保険の創設以来、所得にかかわらず利用者負担は一律に1割とされてきましたが、団塊の世代が75歳以上となる2025年以降も持続可能な制度とするため、一定以上の所得がある第1号被保険者の利用負担が2割に改められたところです。

今後、介護保険事業計画を基本として、高齢者福祉と介護保険事業の一層の充実を図り、高齢期を迎えても住み慣れた地域で生きがいを持ちながら安心して暮らせるまちづくりに向けて、総合的な施策の推進に努めてまいります。

次に、2番目のごみ焼却炉の問題です。

新ごみ焼却処理施設建設工事の進捗状況については、平成27年8月に工事請負契約を締結し、毎月2回行われている設計施工管理会議のもと、官庁申請を進めな

がら、平成28年1月の土木工事着工を目指しております。

財源計画については、6月議会において12億円の責務負担行為の議決をいただいたところであり、現在国庫交付金の追加交付の動向を注視し、市町村負担分を充当率の高い過疎対策事業債の起債枠の確保を要望しているところです。

また、施設の規模縮小及び建設場所の変更については、平成25年3月に策定した与論町ごみ焼却施設基本計画における焼却ごみ量を基に施設規模が算定されており、一日当たり8トンは適正と判断しております。

建設場所については、決定に至るまで5回の建設委員会を開催しております。委員会では地権者の同意を得て、提案された候補地や各関係機関等との情報等を十分に把握・検討し委員の総意により決定したところです。こうしたことから、建設場所の変更及び仕切り直しを行う考えは現在もっておりません。

次、3番目、これは教育長にお願いをしたいと思います。

行政改革の推進について、4番目です。

行政の事務事業については、各所管課及び財政担当課において毎年度の実績や事業効果等を個別に精査・検証を行い、必要最小限の予算計上を行っているところです。しかしながら、特に受益者負担が伴う事業については、これまで長い期間負担金や使用料金等、据置きが恒常的になされているところもあることから、コストの上昇等を考慮し、適切な見直しに取り組んでまいります。

また、外部委託等によって行政運営の効率化や経費節減が図られる事務事業については、積極的に外部委託の検討を行い、一層の財政運営の適正化に努めてまいりたいと考えております。

次、2番目の出産・就学支援の1番です。

出産・就学支援につきましては、大変重要な課題であると認識しております。

本町では、出産支援の充実に向け、国や県の支援と町独自の事業により、出産に係る経費の負担軽減や相談体制の整備等、安心・安全に出産できる環境づくりを進めているところです。

しかしながら、妊娠・出産に向けた医療体制の確保につきましては、産婦人科医や小児科医の確保が困難な状況にあります。また、それに係る財政負担も多大なことから、医療機関への診療体制の継続維持をお願いすることにとどまっております。

今後、診療体制が後退することのないよう、医療機関へは引き続きお願いをしながら、国や県への更なる働きかけを行うことが必要であると考えます。

就学時の医療費の全額公費負担については、現在、就学時前児童に適用される「乳幼児医療費助成制度」の適用年齢拡大と財政状況を勘案しながら検討してまいります。

なお、給食費の公費全額負担については、現在、主食とミルク費に限り町負担となっております。温食費については、昨年度の実績によりますと、小中学校全体で約1400万円程度の負担があり、財政的な面から全額負担の提案については、慎重な検討が求められると考えております。

次、防災無線の活用の件です。

防災行政無線の使用については、「与論町防災無線の設置及び管理運用に関する規則」に基づき緊急放送・一般広報の運用を図っているところです。防災無線の屋外放送においては、設置箇所の周辺住宅から音量についても苦情が寄せられ、市民生活に多大な御負担をかけていることは十分認識しているところです。

今後、防災行政無線の一般広報の使用については、定時の広報回数の見直しや広報内容の精査、時間帯の再検討など、緊急時の情報伝達機能を維持しながら、住民生活に過重な負担にならないよう対応してまいります。

次、牛舎の問題です。畜舎からの悪臭については、法的な基準にのっとり、各種研修会や家畜伝染病予防法に基づく全戸立入調査の機会を通して、関係機関と連携し、助言・指導を努めているところです。

悪臭の具体的な対処法については、環境改良資材等を直接散布する方法と、有効土壌微生物・混合資材等を畜舎に給与する方法が考えられます。環境改良資材等を給与した場合は、特にふん尿から発生するアンモニアや硫化水素などの悪臭ガスを抑制する作用がありますので、畜産環境の改善策として普及を図りたいと考えております。また、降雨期に牛舎からふん尿が流出するのを防ぐため、ひさしを伸ばすなど、牛舎の改築を促進してまいります。

さらに牛舎の環境改善のため、敷料の積極的利活用と堆肥センター職員の勤務体制の効率化を図りながら、堆肥の早期回収により環境汚染につながらないように、最善の対策をしてまいりたいと思います。

次、道路の補修や管理対策です。

町道管理については、道路の維持機能性向上（点検・補修・日常管理）や耐久性の向上（長寿命化対策）など、様々な業務で成り立っており、利用者の安心・安全を確保するため、限られた予算の中で205路線、総延長14万4168キロメートルを職員1人、作業員4人で対応しているところです。

道路の補修や管理・安全対策については、道路法に基づく様々な手続を踏まえ、計画的な補修工事や災害などによる突発的な不具合の対応、事故の未然防止対策を行い、通行性の確保と道路の安全性を維持する必要があります。

特に近年の道路舗装面は、交通量の増大や車両の大型化に伴い、ひび割れやわだち等、舗装の破損が急速に進んでいる箇所があります。さらに、水はねや振動・騒

音等、沿道住民への生活環境に悪影響を及ぼしている箇所も多く見られることから、早急に補修を必要とする箇所を優先し、道路維持補修工事を行っているところです。また、雑草や木々等で見通しの悪い道路については、除草や剪定を行い、安全で快適な通行ができるよう努めているところです。

以上です。

○議長（大田英勝君） 教育長。

○教育長（町岡光弘君） それでは、3の1の(3)です。多目的運動広場の件です。

現在多目的運動広場予定地の造成は、ほぼ終了しております。既に実施設計を委託し、来年度の工事着工に向けて準備を進めているところです。財源につきましては、日本スポーツ振興センターの助成事業を活用し、予算確保に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） 行財政改革の推進ですが、先ほどから高田議員からも大型事業のことについてもただされているのですが、御承知のとおり、今は本町の状況を見ますと、淡水化プラント、それから茶花集落排水のし尿処理センター、今、進められている答弁されたサッカー場、それから、ごみ焼却場、また給食センター、様々な公共サービス施設を見た時に、全てほとんどが近い将来更新や、あるいは設備などの膨大な投資を必要とすることは目に見えているのです。振興計画を見ると、各課で事業に必要な金額を勝手に書いているだけであって、今後どれだけ財政負担があるのか、総体的な意味での計画が、その計画書の中から見受けられない。特に、総務企画課長と副町長、今までのこういう事業計画や選定の在り方、庁舎の建設、それから庁舎の敷地問題、山ほどのお金が必要なのに、これをいともたやすく簡単にシャーシャーと述べている執行部の皆さん方、いったいお金が出る小づちでもあるのですか、ものすごく無責任だと思います。それから島の海浜を見渡しても、海浜整備についても陳情書も出されています。それから寺崎など、昭和40年から50年代に建てられた護岸施設など、これらは既にコンクリートも劣化していると、こういう土木工事も全ての面において一つの大きな節目にきているのです。いったいどこから手をつけたらいいかという状態にあります。その中で最も私が怖いのは、この少子高齢化です。やらなくてはいけない事業は山ほどありますが、私が何よりもまずやっていただきたいのは少子化対策、とにもかくにも人口減少の歯止めをどうするかに最大限の予算と人を投じる必要があるのではないかと。これだけ国も県も大騒動しているながら、国はお金を振り向けていないではないですか。本当に危機感というものをどこまで感じているか、議員の方々も、ほとんどがこのことについて

は認識されていると思います。ぜひ、そういう面も含めた形で、この行財政に取り組んでフローした予算を子育てに全額回すんだと、簡単な話が各課における事業費を10パーセントぐらいはカットせよと、それは全部子育てに充てるんだと、そのぐらいの意気込みが町長に私は欲しいのです。町長、いかがですか、その件については。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（山 元宗君） 町民福祉課とも話をしながら、みんなで協議しながら、できるだけ人口減にならないように、子供たちを本当に産み育てられるような環境づくりをしていきたいなということで協議を進めているところです。できるだけ限られた予算の中で出産支援にも取り組んでいければなと、今検討中ですので、そういうことを後ほど皆様方の知恵も借りたいと思います。そういうことで、人口対策にも一生懸命努めていきたいと思います。

それから、先ほども言われました大型プロジェクト事業が次々きているのですが、本当に予算があれば、みんなどんどんどんどんしていきたいなと思う、本当に緊急性を要する事業ばかりですが、みんなで知恵を出し合いながら、まずどれからしていけばいいのか、いつ頃から始められるのか、財源も考えながら、できるだけ町民の期待に応えられるように頑張っていきたいと思います。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） 介護保険料とか国民健康保険料について質問項目を出していますが、判を押したような答弁になっていないような答弁ですよ、ほとんどそうですよね、私の質問に的確に答えていない。国の政策がああだ、町の政策がああでしたと、それで終わりです。ずっと今まで南町長の時から、こういう形の答弁書ばかりきている。私は字句文言が欲しいわけではないのです。このことについて1行でも2行でもいいから、どういうことをしていきたい、どういうことをしてきました、実質的に各々の課長がやってきたこと、またやりたいこと、ここを変えたということのですね、そういう1行が欲しいだけで質問しているのですが、どうもこの答弁書は書いて出せばいいというような内容ばかりで、大変申しわけないのですが、御努力は認めますけどね。

特に介護保険料については、御承知のように様々なことが出ていますが、いわゆる介護や保険に関しては、少子高齢化対策とともに、どう対応するか、介護費が確かに本町は県内でもかなり高い位置にあることは町長は御存じだと思いますが、その主な理由についても御承知と思いますが、副町長いかがですか。

○議長（大田英勝君） 副町長。

○副町長（久留満博君） 先ほどの高田議員からも徳之島の例がありましたので、実は

先だって徳之島に行く機会があり、伊仙町の施設関係を見てまいりました。現在、向こうのほうは全島的な体制で、本当に取り組んでいるということもありまして、全く利用者が少ない日でも1日当たり500人近い方々が利用して、大変医療費の軽減につながっているという指導をいただきました。そういった中で、やはりこの高齢者の問題につきましては、私の個人的な意見ですが、60歳の定年を、あと5年なり10年なり延ばすことによって、それなりの高齢者の方々が生きがいを持って、いろいろなことに取り組んでいく、そうすると、おのずと体力を付けないといけない、何をしなくてはいけないということで、もっともっと医療費の軽減にもつながっていくと思うので、今、本町で実施しているいろいろな対策、イキイキクラブとか、一昨年完成しました温水プールの活用とか、そういった既存の施設をもっともっと有効的に利用しながら、今後どうやっていけばという対策を考えていく必要があるのではないかなと思っていますので、よろしく願いいたします。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） 本町の介護保険料が高い主な理由というのは、施設への負担が多いということが言われているのですが、そのことを御承知かということを確認したかったのですが、本町には町民福祉課から出ている介護保険のしおり、これはやはりきちんと目を通していただきたい。私も担当者の方から指摘されて、非常に勉強不足だなということを感じていたのですが、私は、その施設の負担金が高いため介護保険料が高いと、高いといっても極端に2倍3倍高いわけではないのです。これは私の範囲以内にあるのではないかという考え方を持っています。その理由は、先般モーニングショーなどのテレビでも出ていますが、東北とかへき地、その辺に、いわゆる限界村は生じていないと、限界村が生じていない理由は何か、こういう福祉施設に就労している若い方々がいるおかげで、限界村を避けることができたとして、その施設負担が増えることはあったとしても、そういう施設や、例えば、よく考えてください。与論病院、風花、この様々な福祉施設を見た場合、この施設にどれだけの方々が就労しているかということです。担当者の方をお願いして調べてもらったのですが、施設名は別として、様々な病院とか、町の地域包括支援センター、そういう合計でパートを含んで364人なのです。これは、ある意味では極めて大きな雇用を生み出していると、だからといってもっと介護人を増やせという意味ではないのです、当然。ただ、こういう側面を考えながら、逆に少子高齢化というものは極めて危機ではありますが、ある意味では私はビックビジネスのチャンスではないかと、言葉の表現はおかしいかもしれないが、やり方によっては与論町は、この危機というものを別のアレンジ方法でいくと、逆に与論町の人口増加のきっかけのキーワードにもなるのではないかという考えもあるのです。様々な問題に直面したと

きに、それは問題だと。その問題解決のために東奔西走するのではなくて、じゃあちょっと一ひねり、二ひねりしてみようかと、私がそれを言うのは、それは皆さんはどう考えるかわかりませんが、現在日本版の内閣官房から出ている日本版C C R C、このことについては御存じですか、教育長。

○議長（大田英勝君） 教育長。

○教育長（町岡光弘君） 特に中身についてはわかりません。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） これはいわゆるアメリカ版の都会から田舎へというような、今テレビ番組では、田舎住まいをたえず放送しています。あれは国策に乗った1つの宣伝だと思って私は見ているのですが、それはともかくとして、内閣、総務省のほうではC C R Cを推進していると。また反面、厚労省においては包括支援みたいな地域の中で介護して、地域の敬老者の方々を見守っていきこうという政策、両方相反するような内容ではありますが、一応、国としてはこのような施策が打ち出されていると、これをうまく利用して本町にもっと、表現がどうかわかりませんが、私は人口が1人でも2人でも増えることが、島の発展にもつながるのではないかと。その中で、もちろん高齢者もいらしたら、高齢者への健康、今のサービス、地域サービスの方法を高めながら、新たな形の与論島ならではの取り組みができると思うのです。そういう意味でのビジネス展開というか、島おこしも視野に入れた形で検討していただきたいと思うのですが、どうですか総務企画課長。

○議長（大田英勝君） 総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） そうですね、今地方創生で言われている人の流れをつくるということで、特に若い皆さんを視点にしたものの考え方でありますが、今の介護の面、福祉の面での地方創生ということも特にどういったことができるかは様々あると思いますが、また考えていきたいと思います。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） 高齢化とか少子化については、財源の問題があるとか、人材の問題があるとか様々あると思いますが、その中で私がお願いしたいのは企業の方々、建築建設業者なども一緒に、新たなプランをつくっていただくようお願いしたいと思います。そういう意味で介護保険料なり、国保税などの負担も人が入って活発になれば、それなりに軽減する方法もあるのだと、逆さまなもの見方かもしれませんが、負担を軽減するためには経費を減らせばいいということだけではない、別の視点からの政策を進めていただきたいということを要望しておきます。

次にごみ処理のことについてお聞きしますが、私は、進捗状況と財源計画についてお聞きしているのです。先ほど冒頭にも申し上げましたが、こういう大型事業を

する前に財源計画は一体どうなっているのですか。先の6月の議会の時に南町長の答弁では、庁舎の敷地も本年度で購入するという答弁があったのですが、そのことは町長、引継ぎはされていますか、どうなのですか、その予定があるのですか。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（山 元宗君） 今の話ですが、いろいろ引継ぎの段階では、まだそこまでのことは行っておりません。その建設予定地についても、いろいろと今後皆さんの意見も聞きながら設定していく必要があるのかなと考えております。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） 私は、質問条項にはごみのことは書いていますが、はっきり言って、ごみ焼却施設のことを聞くためにこれを出したのではないと、ちょっと語弊があるかもしれませんが、そういう意味で出しております。ぜひ、今回ごみ焼却施設ができたとしても、周辺にヤードとか附帯施設、管理舎など相当必要だということはお聞きしています。だから、こういうことを考えた場合に、本当に事業計画がきちんとなされているのか。事業計画もさることながら財政計画がしっかりしていない、財政当局、総務企画課長、その辺こういう事業は今後できない、これだけの金額であればできるというものは、5年・10年・15年の長期計画で一定に出せるはずなのです。今申し上げた中央公民館の問題だとか、それから給食センターとか、本町が今抱えている公共施設、これの耐用年数や、あるいは建て替え、そのあたりをどういう方向でいこうかと考えた場合は、10年・20年の計画はあってしかなるべきだと僕は思うのです。それが無いのです。それは逆に、この執行部の皆さん全員がどんぶり仕事していると言っても過言ではないです。だから、この辺はしっかりした計画の中で位置づけをして、進めていただくようお願いします。

サッカー場の件も同じです。これは3年前ですか、議会に出された後、「予算確保に努めてまいります」と言って、教育長の答弁には。予算もできてないうちから、財源の手当ての予定もないうちから、こんな事業を始めて、土地を購入して、何をやっているんですかと普通は思うのではないですか、普通の常識のある人間は。これは今まで局長、使われたお金と、その原資はどこからきているか答弁をお願いします。

○議長（大田英勝君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（田畑豊範君） お答えいたします。現在は26年度までの達成度額が、土地の購入費を含めて1億4618万円です。財源の内訳につきましては、一般財源で対応しているということです。以上です。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） この一般財源の中の内訳はどうなっていますか。全部一般でや

っていますか。

○議長（大田英勝君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（田畑豊範君） 総務企画課長、助けてください。

○議長（大田英勝君） 総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） 今の内容なのですが、用地購入、それから重機使用料、それから補償費、用地造成で26年度まで先ほどの1億4000万円ちょっとということで、これは一般財源ということで、いろいろな交付税だったり、町税だったりという原資といいますか、そういったものになろうかと思えます。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） 私は、こういう施設をする場合には、やはりもう少し様々な制度資金というんですか、そういう観点でぜひ進めて、こういう一般財源からの取崩しというか、持ち出しというのは避ける方法は何とかできないのかなと、ちょっと要領は得ないのですが、ぜひ先ほど高田議員からも言われたように設計のあり方についても、教育長と局長との答弁には若干違いも感じられます。それで、もう少しきちんと煮詰めて進める必要があるのではないかと、それを要望して次に移ります。よろしいですか、局長。

1-(4)の財政負担の軽減についてですが、これについては先ほど言ったように、今までの補助金だとか、それから管理委託費、自治公民館への管理委託費とか、与論町行財政使用料の徴収条例の見直し、本町の使用条例、手数料、町外収入に係るそれらの対応、私が議会議員になってから、これらについて財政計画だとか、その辺で検討はされたと思いますが、具体的に受益者負担を求めるべきものは求めているのではないかと、収益を得てもこれはいいのだと、一定の負担をもう少し求めてもいいのではないかとという部分もあるのではないかと、そういう点も私ちょっといろいろ見受けられるもので、いただけるものはもう少し考える。そして、削減すべきものは削減すると、その辺のメリハリについて、ぜひ場内で検討していただきたい。これは1つの例なのですが、例えば、役場に行ってコピーしてもらったときに、納付通知書兼領収書というもの、これは会計規則の第21条にある部分ですが、こういうのをもらって担当者が金額を書いて、お客さんに渡すのです。性善説でやっていると思うのですが、これをポケットに入れて会計に入れるのを忘れて帰って、そのままになったら町にはお金は入らないのです。今のような管理の在り方では、要するに、この通知書兼領収書の未払に対してのチェック機能も働いてるかと思うのですが、総務企画課長、会計担当の方でもいいのですが。

○議長（大田英勝君） 総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） 今、そういったコピーとかで納付通知書を発行した場

合の件だと思いますが、システムできちんと調定をしていますので、そのデータが生きていますので、もしそれが持ち帰られたとしても、そこには事前にデータが残っていますので、それは再度お願いすることになるかと思います。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） これは、そうしているつもりですと言ったほうが妥当ではないかと思うのですが、私が申し上げるのは、こういう金額の動く伝票というのは、基本的にお金が動いているのと同じです。ということは、この伝票に、通し番号があるべきなのです。番号を管理することによって、事務量とか事務の合理性もかなり高まると思うのです。そして、不納でもすぐ検討は可能です。私が言っているのは、こういう文書の発行とか、納入書の発行の在り方、それからバスの乗車券なのですが、これを見てみても乗車券に通しナンバーがないのです。ある意味、町で発行するああいうものについては、一定の管理がなされていないのではないかという感じを私は受けるのです。ぜひ事務の合理化とか、チェック漏れがないためにも、この辺のチェックが働くような文書形態にするということは必要だと思いますので、これは1つの提案ですので、御検討いただければと思います。

それから環境課、水道課など、先ほど述べたことがいろいろ錯綜していますので省きますが、例えば、逆に現在環境課が回収しているごみ袋は、前町長の時の福地課長の答弁でも、不燃物が混入していることの根拠を示すデータを清掃センターではとっていないのです。こういう不合理的な負担を町民に負わせるようなことをやめましょうと。

それから町への質問とはちょっと違いますが、浄化槽の設置の申請とか、あるいは車両、オートバイのナンバーを交付する時や廃車をしたりなど、いろいろな事務手続がございますよね、これについても私は一定の事務手数料も課金して、それを集めた分は全部子育てに充てるようなことも考えてもらえないか。いろいろ検討することはあると思いますが、ぜひ収益を上げるところは収益を上げて、財源を確保しながら、そういう子育て支援に重点的に回すような政策をぜひ進めていただくよう要望したいと思いますが、いかがですか町長。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（山 元宗君） 今御指摘がありました。どういったものが財源の確保できるものになるのか、まだ私はよく把握しておりませんので、逐次また場内で検討しながら、また皆さんの御指導も受けながら検討していきたいと思っております。

本当におっしゃるように、できるだけ子育て支援のほうに何とか力を入れていきたいというのは、私も皆さんも本当にそうだと思いますので、本町発展のためには、ぜひ重点的に考えていく必要があると思います。その財源をいかにして確保するか、

いろいろ検討していきたいと思えます。よろしくお願ひします。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） 質問があっち飛び、こっち飛びで申し訳ないのですが、2の出産・就学支援ですが、喜界町においては、高校まで医療費が公費負担になっております。御承知のとおり、大和村とか郡内でもいろいろな手だてを行っております。本当に、この程度では駄目ではないのか、もう少し具体的に、もう少し大胆に、これで中学、高校までは何とか家計の負担も軽くなるから、もう1人子供を産みたいというお母さん方の背中を押せる材料になればということですので、ぜひ1にも2にも3にも子育て支援、出産支援をどうするかで頭がいっぱいなのです、私は。ぜひこのことを町長も、近い将来の危機感、御承知だと思いますが、戦後のベビーブームの第二世代の出産適齢期があと5年から長くても8年と、ここ10年の間に、この方々が子供を産みたい、子供を産もうかと、そうするための手だてというものをぜひきっかけになるものを本町が全国に先駆けて、これは与論町はずごいことをするなと思われるぐらいの大胆な施策を打ち出してもいいのではないかと思います、町長、副町長どうですか。

○議長（大田英勝君） 副町長。

○副町長（久留満博君） ごもつともだと思えます。お母さん方の少子化に対するアンケートとかを何枚か町民福祉課から見せていただいたのですが、実際に出産費用の支援というよりも、どちらかというとな産後の支援のほうが非常に求められているのではないかと私は解釈をしております。そういった中では、喜界町がどうだから、ほかはどうだからということではなくて、やはり島の独自性をもつともつと出していく必要性は感じております。例えば、島外から小学生あるいは中学校に入学する時に、東京あたりから引っ越しをする時、コンテナ代の助成とか、いろいろなやり方があると思うのです。そういったことをもつともつと関係機関と詰めて、どういった得策があるかというのを研究してみたいと思えますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） 副町長ありがとうございます。先般、ツイッターに与論で高校時代に奨学資金をもらって、与論にUターンして、与論で現在子育てをしながら頑張っている方のツイッターがあったもので、ちょっと考えさせられることがあってお聞きするのですが、実を言ったら高校の支援、学資保険の未納で子育て支援の支援金が受け取れなかったということが出ているのです。確かに税金とか、いろいろな滞納があった場合、本町の補助金は受けられないと、そういう一応ルールがあるのですが、そのことに準じておそらくそういう処置を教育長はされたのではないかと

と思いますが、出産や子育て支援による支援制度というのは、ましてや島外ではなくて、与論島に帰って出産し、子育てして頑張ってくれている方々で、こういう滞納があった場合には、特例措置というものを認めてあげて支援してあげる道を開くことはできないか。もちろん財政のモラルハザードとか、そういう点は否めません。確かにそうです。パレールムナーパロンガネーシティカラ、もらえるものはくださいとなれば、それは話は違うでしょうという話にはなると思うのです。しかし、こと出産・子育て支援に関しては、別立てで独立した形にして、これを認めていただけるような方法をぜひお願いします。これは答弁は結構です。

3に移ります。安心・安全で文化的な生活環境の整備についてですが、この行政無線というんですか、屋外放送について、こういう答弁をもらったのですが、総務企画課長、本当に私、揚げ足を取るわけじゃないのですが、こういう答弁は前からもらっているのです。この条項をよく見たら、私は条項も何回も見ただけどよく見ると、この中で屋外放送の条項は1つもないのです。これは無線放送だけの規則なのです。関係ない規則を持ち出して、答弁されているということに今回私気づいたもので、ということはどういうことかという、この屋外で使っているスピーカーの音量は近辺に住んでいる住民が、いかに人権侵害と言ってもいいぐらい甚だしい迷惑というか、それ以上の問題なのです。この問題をどこまで御担当の方も認識されているのか、この屋外無線の音量、音圧のレベル、いわゆるデシベル、デシベルの測定もされたことはないのではないかと思います、そういう形で具体的に健康被害、人権侵害にかかわるような音量が出ているのではないか。そのことについては町長、ウレーヤヌッチムイヤビュンガ、よろしく。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（山 元宗君） 一般に私が、例えば叶の公民館のそばで聞く時の音量というのが本当に大変だなと思うのです。そういうことで、町長になりましたから、いろいろと聞きますと、「ウローガンチュウシガヨ、ガッピーヤシランダラボー聞カランドーヤ」という意見もあったり、いろいろなことがありまして、それが適当な音量なのかと、今そこまで測ったこともございませんが、そういうふうなことを考えていますが、今後やっぱりそういう音量については、調査をしていかなければならないと思います。

それで定時放送とか、あるいはまた私の新年の挨拶等も、やめたほうがいいのではないかと思ったりするぐらい、いろいろなこういう住民からの意見を聞きながら文書でできるものは文書で、あるいはまた、どうしても防災無線でなければならない部分もありますので、そういうことも考えながら、今後いろいろと検討していきたいと考えております。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） これは町長、今、私のところに苦情がきている方々の家に行って聞いた時に、私の場合だったら、強硬手段を取りますよ、これほど深刻なのです、あの音量というのは。私は、それをやるなど言ってるのではないのです。必要最小限、これは緊急の住民の生命、財産とかに危険が及ぶと、危機があると、そういう状況のためにあるものでしょう。牛が逃げたから、子牛が見つかったら届けなさいとか、税金を払いなさいとか、修学旅行があるからとか、選挙は誰々が何票取りましたとか、夜中の10時、11時に放送して、なんですかあれは。頭からガンガン放送される方の立場を考えてくださいよ。だから、その辺をもう少しきちんと考えて、これは何のためにあるのかということも当局は、もう少ししっかり認識していただきたい。ぜひこれ緊急事態並びにそれに準じた以外は極力使用しないような方策で、これには条例は何にもないのです、この拡声器運用についての条例や規則があれば、当然これに何デシベルとか何とかいろいろあるでしょう。これにはないのです。これは総務企画課長に僕は言っているのではないのです。今までがそうだったのです。私も気づかなかったから言っているのですが、これは無線機運用のことだけです。ぜひ、その辺をこういう関係ない条例を持ち出してきて、これがそうですからという形の言い方はやめてください。以上です。

○議長（大田英勝君） 残り3分ですので、まとめてください。

○5番（喜山康三君） はい。牛ふんの悪臭についても、もう少ししっかり取り組んでいただきたい。課長、お願いします。

それから3-(3)、道路の補修や管理、安全対策、これは課長に直接申し上げました。細かいことはガーガー言いませんが、ここで答える必要はありません。特に道路がガタガタしているのは、工事後です。施工工事後もきちんと保証できるような念書を取るなり、それをやってください。やりたい放題してから、あと全部町が尻ぬぐいしたらお金は幾らあっても足りないじゃないですか。こういうところも一つの経費削減ですよ、行政改革ですよ。民間がやりっぱなしにしたものを全部町にふっかけてきたらどうするのですか。そういうことも考えて、ぜひ町民の福祉サービス、安全のために道路の維持管理についても留意していただきたい。

道路の伐採については、伐採の優先道路がどうなっているかもお聞きしたいのですが、後の機会にしたいと思います。

最後に、私が非常に気になるのは、ノーマライゼーションという言葉をお聞きしてはいかがでしょうか。与論の観光施設をつくったり、いろいろな様々な施設をつくるときに、障害者もできる限り容易に気楽にできるように施設のつくり方、在り方、設計が一番重要だと思います。そうするために、それなりの費用はかかります。それをコス

トが高いとかという形で、ある課長の答弁があったのですが言語道断ですよ。ぜひ今から様々な公共施設をつくる時に、こういう細かい配慮をしながら、ぜひ進めていただくことを要望します。

これで質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（大田英勝君） 5番、喜山康三君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。午後は1時30分から再開いたします。

-----○-----

休憩 午前 11時56分

再開 午後 1時28分

-----○-----

○議長（大田英勝君） それでは、よろしく申し上げます。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次は、8番、麓 才良君の発言を許します。8番。

○8番（麓 才良君） 平成27年第4回定例会における一般質問をいたします。

1 地方創生のための機構改革ネットワークの構築について

(1) 地方創生のための推進体制づくりについては、島ぐるみによる一体感を醸成するため、行政が中心となって、町民、関係機関及び地域で情報を共有し、問題解決に向けて相互に報告・連絡・相談し合う組織、いわゆる具体的に協働することができるネットワークを構築することが肝要であると痛感されます。このことについては、昨年9月議会においても若者定住促進の決議において同様のことを町当局に申入れをしてあります。そこで第1点として、行政機構におけるネットワークをどう構築していかれるのか、お考えをお伺いいたします。

(2) 島内における民間と行政とのネットワークをどう構築していかれるのかお伺いをいたします。

(3) 島外とのネットワークをどう構築していく考えかお伺いをいたします。

全般的にお伺いをいたしましてから、その後、私の考えるところの具体的な例を示しながら論議をさせていただきたいと思っております。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（山 元宗君） 答弁いたします。行政機構におけるネットワークをどう構築していくかということですが、地方創生の推進体制については、行政、民間、関係機関の委員で構成する「与論町総合戦略推進委員会」や「総合戦略推進本部」を基軸として「与論町総合戦略」に基づいた各種施策を推進することを基本としております。更に地域の課題解決に向けての協同体制として、自治公民館連絡協議会や平成

28年度に設置予定の総合戦略評価委員会とのネットワークを構築し、まちづくりに係る懇談会、公報誌等による情報提供により、町民の意見や提言を取り入れながら、地方創生の政策を着実に実行してまいりたいと考えております。

次に、島内における民間と行政のネットワークの構築です。

地方創生の基本的な推進体制としては、前段の御質問の答弁内容のとおりですが、与論町総合戦略の計画策定においては、地域づくりに係るNPO法人、I・Uターナー者、連合青年団、20代から30代の女性、民間団体との協同体制の中で各種施策を策定してきたところです。地方創生の事業推進においては、諸施策に関連性の高い多種多様な人材と、行政による協同体制のネットワークを構築し、地方創生の政策を着実に実行してまいりたいと存じます。

1-(3)の島外とのネットワークの構築です。本町における地方創生の各種施策の展開に当たっては、島内の暮らしの情報や与論島の魅力などSNS等を活用した情報発信により、全国の与論島出身者や与論島ファンとの情報を共有しながら、島とのつながりや一体感を醸成できるようなネットワークの構築を図ってまいりたいと考えております。

また、全国各地の与論会や与論出身の学生、与論島来訪者が広告塔となり、与論島の情報を発信することによって、人的ネットワークの活用と拡大が図られるような取組に努めてまいります。

以上です。

○議長（大田英勝君） 8番。

○8番（麓 才良君） 今回ネットワークの構築という観点から一般質問をさせていただいておりますが、このネットワークというキーワードにつきましては、先般11月18日にテレビ番組において、認知症革命ということの報道がございました。その中で、私たちの脳の活動というのは、1つの物事について脳のいろいろなあらゆる分野が瞬時に連携をして働いていくと、そういうことによって正常な活動、行動を起こすのだと、この瞬時に働くネットワークが1つ1つ減っていくことによって、軽度認知障害が出てくるのだという観点からの話がございました。そういう観点から、私たちがこれまでもいろいろな形で論議をしておりました項目というのをネットワークの構築というところから、お話をさせていただきたいということで、このネットワークということについて取り上げさせていただいたところです。

このネットワークというのが、瞬時にいろいろな分野で一斉に働くということが、人間の活動においては正常な行動をすることであれば、私たちの島づくりにおいても、このネットワークが瞬時に働くような仕組みづくりをするというのは1つのポイントではないかと考えたところです。

さて、私ども島おこし、まちづくりを考えると、その理念として共生、共に生き、共に生かされる共生というのを根底の中に取り上げているのです。この共生を2つの項目に分類していくと、循環とネットワークに分けられるのではないかと考えました。今回、このネットワークということを中心に話をさせていただきますが、この循環ということについて申し上げますと、一時期は循環型社会の構築ということで、行政用語としても盛んに使われておりましたが、つい最近、この循環型社会の構築というのが叫ばれなくなっているような感もいたしますが、この循環というものは、私たちのまちづくり、島づくりにおいて非常に大きなキーワードとなっていると考えます。この私たちの周りにはいろいろな資源というのは、有限なものがほとんどですが、この有限の資源をいかに無限のように使っていくかという、正常な形で循環をさせると、循環をさせることによって有限である資源を無限のように使っていくことができるということが示されております。そういうことで、この共生の理念の中においては、循環という考え方は大きな柱として捉えなければならぬと思います。

また、もう1つのネットワークということについては、先ほどの脳内ネットワークにも見られたように、1つの行動、1つの物事に対してあらゆる分野が瞬時に協力し合って動くという、この形が共生の理念づくりに大きな関連をしてくるものではないかと思えます。このネットワークを見ていくと連携であり、連鎖であり、関連ということで分類できていくのではないかと思えます。今、御答弁をいただきましたのは、全般的なことを含めて、大きな視野の中から御答弁をいただきましたが、私は具体的な事例を挙げてお話をさせていただきたいと思えます。これは通告という形をとっておりませんので、その瞬時瞬時における当局のお考えを申し上げていただければ結構だと思えます。

また、私が例として示すものについては、これまでもいろいろな形で論議してきましたものを今度はネットワークという観点から話をさせていただきたいと思えます。

まず第1点は、ヨロンマラソンについてです。ヨロンマラソンについては、先般、鹿児島シティーマラソンとヨロンマラソンの開催日が一緒だということで、それをどうするかということの話合いの中で、ヨロンマラソンのメッセージを発信して、鹿児島シティーマラソンとは違うヨロンマラソンならではの形を発信してこうと、そういうことによって、これまで24、5回歴史を重ねてきたヨロンマラソンというものの差別化を図っていく方向で、日にちは変更しないで、鹿児島シティーマラソンと一緒に日にちで執り行っていこうということでもとまったところですが、1つの私の提案としては、ヨロンマラソンのメッセージとしてまとめていく

ときに、サンゴ礁の保全、サンゴ礁の蘇生ということを大きく取り上げてみたらどうかと考えます。その関連を申し上げたいと思います。

与論島は、先般本部半島と一緒に、ジオパークの認定に動いてまいりました。結果的にはジオパークの認定はなりませんでしたが、その審査の過程で与論島の持っているジオサイトということについては、高い評価を専門の先生方からいただいております。とりわけ与論島の持っているジオの資源としては、島を取り巻くサンゴ礁であり、島を組成している形づくっている構成層に乗っかっているサンゴ礁の島の形であり、そのサンゴ礁を中心とした形で与論島のジオパークを展開していったらどうだろうか。これを先般は、本部半島を含めた広範な地域で取り組んでまいりましたが、今回は島自体で取り組んでみたらどうだろうか、これからは小さい範囲でもジオパークへの認定の動きが出てくるというお話が昨年、一昨年とありましたが、まさしくこの流れが先般の硫黄島のジオパークの認定です。あの1つの島でジオパークの認定がなされたのですから、この私たちの与論島もサンゴを中心としたジオパークの構想を進めていくのに、やぶさかではないと思います。

また、本町においては、このサンゴの保全・蘇生ということについては、再生委員会等で地道な取組がこの近年ずっとなされております。各大学との連携、また民間同士の連携、またダイバーとの連携等を含めて、リーフチェック、ビーチクリーン活動等をずっと続けて民間での活動が定着した形があります。

また、具体的なサンゴの蘇生に向けては、水の再生、海の再生、そして緑の再生という3つの再生、蘇生というのを私は前にも申し上げましたが、この中でもサンゴ、水と連携した緑の蘇生というものをサンゴの蘇生に向かった具体的な活動として、与論町で取り上げていったらどうだろうかと思います。

また、事実ヨロンマラソンにおいては、ささやかではありますが、NPOによって観光ホテルの前でヨロンマラソンの翌日に植栽活動もなされておりますが、これをヨロンマラソンのメッセージとして、その具体的な活動として緑の蘇生ということで取り上げてみたらどうだろうかと思います。この緑の蘇生というのは、先般の台風による与論島の大きな防風、防潮林の被害、また松の被害等を受けて緑の再生というのが本町の大きな課題になっております。その本町の大きな課題とも連動するのです。

もう1つあります。本町において、宮脇先生が植栽の指導をしていただきました。その形が、ここの茶花の海岸と総合グラウンドのほうにモデルがあります。先般、宮脇先生は世界に影響を与える著名人の中に日本人から70番目ほどに入っておられたと新聞記事を拝見いたしました。非常に国際的にも宮脇先生の展開されている植林活動については、非常に注目がなされているようです。本町においては、この

ような宝物があるというのです。

そして、ヨロンマラソンからメッセージを発して、ヨロンマラソンに有志の方々から御芳志を頂くような形をとった場合に、その受皿としてはサンゴ礁基金があります。まさしくうってつけのような形で名目もサンゴ礁基金という形になっておりますが、そういうところで受皿を持ちながら、このヨロンマラソンのメッセージ発信というのを取り組んでいかれたらどうかと思います。今申し上げましたように、ヨロンマラソンのメッセージ発信という形から、島の課題等にいろいろ連動させて、地域全般、島外のいろいろな専門の先生方、いろいろな方々のネットワークを結んで、この事業に取り組んでいけるとと思いますが、そういうことでこの話を持ち出したところですよ。ここで町長の御見解をお伺いしたいと思います。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（山 元宗君） ありがとうございます。海の再生ということで、結局、水・緑の再生、非常に関連があつて大事であるということは、かねてからそのように考えております。

また、来る日曜日ですかね、B&G財団でも、そういう目的のもとにグラウンドの所で植栽をするということで、大変そういう機運が高まってきていることを大変うれしく思いますし、また海浜に樹木を植えていくという活動も大変ありがたいと思いますが、ヨロンマラソンのようなメッセージについては、大変有意義だと思いますので、後でまた検討していきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（大田英勝君） 8番。

○8番（麓 才良君） ヨロンマラソンのメッセージの発信の方法の1つとしては、大きな項目を取りまとめて、その方針を新聞・テレビ等、マスコミに大きく報道していただくという手もあると思います。

今般の明けて3月のヨロンマラソンと鹿児島シティーマラソンが、どうしても対比されがちになってくると思いますが、これは都市型のマラソンと、離島のマラソンということで、おのずからその在り方、立ちどころが違うのですが、これをより鮮明にしていくために、また24回、25回と歴史を重ねてきているヨロンマラソンの差別化を図るためにも、ぜひこのメッセージの発信というのは、今回一番大事なことではないかと思っておりますので、ぜひ関係者共々に取り組んでいただきたいと思っておりますし、私もまた、その立場で汗をかかせていただければと思っております。

さて次に、毎度申し上げておりますが、子育て支援のほうでお話をさせていただきたいと思っております。先般も子育て支援については、島外への出産支援の問題とか、「三つ子の魂百まで」の時期的な課題とか、幼小中高一貫教育における幼児の教育の取組とか、いろいろ論点を申し上げてまいりましたが、この中でも、やはり幼児

の子育ち・子育ての支援というのは、本町の人づくりにおいての大きな根幹であると思います。また、これは「まちづくり人づくりから」とあるように、まちづくりは大きな根幹でもあろうかと思えます。そういうことですが、この就学前の子育ち・子育て支援というのは、一貫した取組の形というか、器というか、そういうのがないのが実情ではないかと思えます。そうすると、そういう立場にある分野こそ、またそういう立場の時期こそ、このネットワークという考え方を大きく取り入れる必要があるのではないかと思えます。まず、関連するいろいろな各分野の方々にネットワーク会議、すなわち情報交換、課題の集約という形で大きな形でのネットワーク会議を開いていただき、その中から見えてくる課題、そういうものについて具体的に推進するために、更に検討するための企画会議等をもっていただき、その中で担当する部署を割り振っていくと、そして常にその情報がお互いに連携できていくような形をとりながら、このネットワーク会議、そして企画会議というのをしばらく連動させていきながら、そういう中から1つの仕組みとしてどういうふうにまとめていくかということも検討されながら取り組んでいかれたらどうでしょうか。この件については、議会でも自立支援協議会の問題とか訪問教育の問題とか、そういうときに意見交換ということで、関係する各課の方々、各部署の方々をお願いして意見交換をした時に、実感したことが何点かございますが、この意見交換をすることによって、別の部署の方々が持っている情報とか、悩み、課題などがわかったということがあり、また、ここはこうすればどうでしょうかということでの提言等があったりして、一步前進したというところを私たちも議会の委員会活動の中で見させていただきました。

そういうことで、お互いに連携して取り組んでいくネットワーク推進会議なるようなもの、そして、そこから出てくる課題、いろいろなものを整理していくための企画会議等、こういう形に取り組んでいかれたらと思います。この件については、前にもいろいろな形でお話をしているところです。

さて、そういうときに、これを私たちが本町で今後このような形で、いろいろな施策を進めていく場合に、特に地域福祉という観点の物事を進めていく場合に司令塔はどこがするのか、まずネットワーク会議を持つにあたって、どこが司令塔になるのか、というところが一番のポイントだと、これは先般本町でも大島地区の関連の会があったときに、県の先生がお話をされたのは、「今たくさん皆さんの皆さんがおそろいになって、良い意見が出されましたね」と、「非常に良いことですね」と、「さて司令塔はどこですか、それがはっきり見えていませんね」と、「そこが課題ですね」という話がありました。そのとき私たちも、良い話がたくさん出て良かったねと思っているところにくぎを刺されるように、ではこれを進めるための司令塔

はどこですか、まだはっきりしてませんねと念を押された時に、あつと胸を打たれたところですか。こういう会議を持ち、進めていくときには、どこが司令塔になっていくのか、こういうことが一番肝要かと思しますので、ぜひそういうことも念頭に置かれて取り組んでいかれたらと思います。ここで再度、町長のほうから御見解をお伺いいたします。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（山 元宗君） ありがとうございます。確かに子育て支援、そのほかいろいろな全般において町民の意見、あるいは有識者、そして、いろいろな方々の意見を聞くということは大変大事なことだと思いますし、それを会議として意見を集約し、そして、そのもとになって働いていくという組織をつくることは大事だと思いますが、この司令塔をどこにするかということについては、まだちょっと今私の頭の中で浮かんでおりませんので、その点はまた後ほど検討していきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（大田英勝君） 8番。

○8番（籠 才良君） この司令塔につきまして、1つの考え方として私の意見を申し上げておきたいと思えます。私たちの中でも、いろいろな形が出てきているのですが、この地域福祉というのが施設から地域へという形で、いろいろな面でそういう形での展開が今なされてきております。そういうときに、この地域における受皿づくりというのが非常に大きな課題になっております。そういうときに、地域のいろいろな官民合わせたところの情報の共有化等を含めて、コーディネーター役としては、私はこれからいろいろな町の関連を整理をして、社会福祉協議会あたりがこの地域福祉等の展開におけるコーディネーター役、司令塔役として適当ではないかと考えたります。また、この件については、県社会福祉協議会のほうでもそういう話を出される時があります。

しかしながら、現在の社会福祉協議会の本町における状況というのは、この司令塔役を果たせるという状況にはないと思えます。一緒に頑張っておられる職員、その方々の人件費を捻出するためにも、いろいろな事業の展開をしなければならないというところが実情です。措置費で運営されていた社会福祉協議会が介護保険等の国の状況の変化によって、実績主義で自分たちで賄うという形になってきておりますので、この社会福祉協議会の立ち位置をどうするかというのをまずお互いに共通理解を図り、その立ち位置をしっかりと支えていくための仕組みをつくらなければいけないと思えますので、ぜひそういうことも念頭に置かれながら御検討をして、良い方向に進めていただきたいと思います。

次に、町長の所信表明でも文化の保存・伝承ということが捉えられておりますが、

その中で「与論十五夜踊り」と「ユンヌフトゥバ」が取り上げられております。このことについて申し上げてみたいと思います。

先般の国民文化祭におけるシンポジウムの中では、与論十五夜踊りを文化財からみんなの祭りへということで、1つのくくりがなされました。祭りというのを祈り、踊り、そしてみんなが寄り集まって興じるという祭りという3つの要素に分類できると、その3つの要素に分類して与論十五夜踊りを見ていった場合に「祈り」と「踊り」という部分については、この450年間傳承されてこられました保存会の先輩、今は亡き諸先輩、現在の会員の皆様方の努力によって「祈り」、「踊り」というのがきちんと傳承されていると思います。しかし、みんなが寄り集まって楽しむという「祭り」という部分については、社会の変化に応じて構築されるべきものではないかと思いますが、今のところみんなで楽しむという部分が、時代とともに弱くなってきているのではないかというのが人々の声ですし、私もそういうふうに実感をいたしております。そういうことから少しでもみんなの祭りをするためにということで、奉賛会の皆様方が御努力をさせていただいておりますし、また行政、農協、漁協等の職員関係者の皆様方が御努力をいただいて、仕事が終わった後に、参集をさせていただいて、宴を持って盛り上げていただいております。

また、それぞれに持ち寄っていただいて、その座を盛り上げていただいているのが実情ですが、これをもっと町民の祭りとして、みんなが楽しく、さあ十五夜だ、見に行こうかというように盛り上げていくためには、もう一つ工夫が必要であるという指摘です。そのために、いろいろな方々が集まっていただいて、この祭りを現代に合ったふうはどういう形でみんなの祭りを構築できるかということについて、ぜひ音頭をとっていただきたいと思います。また、十五夜踊りのできた時の趣旨について、いつも述べられておりますのは、島中安穩であり、五穀豊穡であり、子孫繁栄、航中航海安全、人畜無害、そういうものですが、併せて大きな柱として問われているのが、町民の娯楽、町民の融和というのが、この祭りの発祥の中で取り上げられております。

私たちは、これまでも与論十五夜踊りの発祥のいわれという由来の中では、島中安穩うんぬんについては、よく口にしますが、この町民の娯楽、町民の融和というのは文言で見るだけで、これを口に出すのが意外と少なかったのではないかと、ところが、この祭りということについては、町民の娯楽、融和という部分が非常に大きな島おこし、島づくりの中においては大きなパワーとなる要素があるのではないかと考えたりするところであり、また、そういう話を聞かされているところです。この件については、町長もお考えがおありのようですから、ぜひ御見解をお伺いさせていただきたいと思います。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（山 元宗君） 伝統文化の伝承については、本当に大事なことから守っていききたい、もっと盛んにしていきたいとふだんから思っているところです。特に十五夜踊りにつきましては、ある町民からも何度か私のほうに、もっと盛んに、もっと一般が参加するような祭りにできないかということで注文を受けたりすることでしたが、その中で1つだけ何とかならないかなと思ったのは、境内というか参道に夜店を出せないとかという話が出てきております。副町長に聞きましたら、前1回そんなこともしたのだが、あまりはやらなかったという話もありましたが、私は、そんなことをしたら「祈り」とか、そういう「踊り」とか、そういう部分で迷惑にならないかなという気持ちもあったりしたものですから、1番組と2番組の方々にお伺いをしました。そしたら大いに結構だと、大いにやって盛り上げてほしいという話でした。その町民が言うことは、私たちは何も食べるものもなく、ただそこで見ているのもつらいんだという話でした。夜店でもあれば、そこから買ってきて一緒に楽しみながらできるんだがなという話で、ああもつともなことだなと思ったりもしますが、そういうことをもっともっと検討していければと考えているところです。以上です。

○議長（大田英勝君） 8番。

○8番（麓 才良君） このことについては、当事者の保存会の方々からも、そういう御意見があるのは、私も重々承知をいたしております。そういう町民からの声も聞き届けていただき、一步を踏み出すということが非常に大事なことはないかと思えます。この与論十五夜踊りというのは、非常に私たち与論の大きな宝物ですし、これがきちんとした形で、島外に発信できるようになれば、私たちの誇りとして、より大きなものになりますし、島外からもいろいろな形で関心を持って、与論島にもお見えになることになると思えます。そういう意味でも、この与論十五夜踊りをみんなの祭りへ、きちんとした形で展開するという事は、本町にとっても大きな財産を新しく生み出すことにもなるかと思えます。

次に、島立ちの教育の、島立ちという観点からお伺いをさせていただきたいと思えます。島外とのネットワークということで、島を出ていく、与論高校を卒業して出ていく子供たちが学生であり職場であり、そういうところで与論の広告塔として活躍をしていただきたいということですが、まさしくこれは前から、私たちいろいろな形で話が出ているところではありますが、これをネットワークという形で、きちんとした形で取り組んでいく必要があるのではないかと思います。これは島を出ていく子供たちが自分が行った違う環境の中において、自分の島のことをきちんと話ができるということは、それなりの形で積み重ねをして送り出すという、私ど

ものひとつの責任があるし、支えがなければならぬと思います。そういう意味からも、この子供たちへの島立ちの教育ということでは、やはり与論の郷土教育、こういうものについての力を入れる必要があるということですし、また先般、私どもの議会からも出てまいりました沖縄との連携を考えていった場合に、琉球列島の歴史教育というのも、もっと私たちは重点的に捉えていく必要があるのではないかと論議もなされております。そういうもろもろのことも含めて、島立ちの教育ということで、島立ちに向かっての郷土教育というものをきちんとした形で構築していくということが求められてくると思います。

それと関連して、この「ユンヌフトゥバ」です。郷土教育の中においては、島口がわかるというのが、やっぱり島の歴史をより早く、深くわかっていくということになり、この島口（ユンヌフトゥバ）をどのようにして習得していくかということについては、非常に大きな課題だと思います。今、那間こども園や与論小学校等で際立った取組をしているところもありますが、これを島ぐるみで取り組んでいくという運動を起こしていく必要があるのではないかと思います。菊 秀史さんからも、この島口の保存ということについて、もっと危機感を持って取り組んでいただきたいということを常々私たちも聞かされておりますが、ぜひこれをゼロ歳から2歳ぐらいまでの子供が一番言葉を覚える時期に島言葉のシャワーを浴びせると、子供に対して島口をどんどんどん話しかけていくという運動を島ぐるみで展開していったらどうだろうかと思っております。そうすると、今の小学校の段階ではできませんので、こども園でもこども園に来ている子供たちと、来ていない子供たちもおりますし、こども園の保育士の先生方では、まだ言葉がわからない方々もいらっしゃいますので、島ぐるみでやっていくためには、じいさん、ばあさんたちが、自分の子や孫に、特に小さいゼロ歳から3歳ぐらいまでのそういう孫たちに、どんどんどん島口で話しかけていくことを島全体で、デーバーキバツィミヤンという形で、ぜひその運動を起こしていただきたいと、そういう音頭かけをやっていただけたらと思っております。そうすると、そういうところから起点して行って、ウプターパーパーターとのコミュニケーションができて、昔物語がポロポロ出てきて、そういうことが今度は学問としての郷土教育に、ぐっと深みが入ってくると思っておりますので、そういうことで、これも1つのネットワークのスタートではないかと思っておりますので、ぜひそういう運動をまとめて出してみたらどうだろうかと思っております。できれば、こども園におけるじいさん、ばあさんたちと子供たちとのふれあいの仕組みづくりということも、前に子育て支援員等の形でお話をさせていただきましたが、それはさて置いて、今回は島ぐるみで、じいさん、ばあさんたちが、ウマガビンチャーカティ島口でどんどん語りかけようという運動をぜひ声を出して進めていただきたいと

思います。

なぜこれが必要かという点、もう1点は、こういうことがあります。ウプターパーパーターになると、今度は子供たちにきちんとしたヤマトウグチ（標準語）で話をしないといけないということで、無理にこの小さな子供たちに標準語で話しかけようとしているのです。そういうじいさん、ばあさんたちに、いや、そうじゃありませんよと、大事な方言を残すために、ぜひ島口でという、そういう形での運動の展開をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（山 元宗君） 郷土教育、特に「ユンヌフトゥバ」については、私も非常に愛着を感じておりますが、本当に何とかふだん子供たちが「ユンヌフトゥバ」を使ってくればな、使えるようになればなと思います。具体的には、教育長が頑張っているようですので、お願いしたいと思います。

○議長（大田英勝君） 教育長。

○教育長（町岡光弘君） ありがとうございます。先般から議会のほうでも、先ほどありました郷土教育、それから沖縄との交流も含めて、与論らしい島立ちをさせる、将来に自信と誇りを持って、島にまた戻ってくる、向こうでも誇りを持って働ける子供たちと、あるいは発信をする子供たちのためには、どうしてもやっぱり郷土教育も大事であると私も認識をしております。

具体的には、来年度に向けて「ユンヌフトゥバ」については、小学校から何時間かをカリキュラムの中に組み込むような指示を今しているところです。ただし、急ぎすぎて、ほかのカリキュラム、これまでやっていたものを削減しなければできませんので、いつも言っていますように、最低限からゆっくりと無理なく進められるようなカリキュラムで小学校が「ユンヌフトゥバ」の時間を1～2時間程度各学年系統的に学べるような時間帯というのでも検討しているところです。

また、こども園では次年度に向けて検討しながら、外国語と日本語とユンヌフトゥバを同じように遊びを通して、日頃から無理なく遊ぶことによって、方言のいくつかを覚えていく。英語に合わせられるか、日本語にあるかということを検討しながら必須というんですか、最低限これだけはというのをしながら、幼・少へとつないでいく。中学校での2時間程度の学習を具体的に申し上げますと、中学校では選択制郷土学習といいまして、それぞれ自分たちで十五夜を研究するとか、さとうきびを研究するとかというふうにして、中3では高校入試に向けた形での研究をしていますが、これは選択制です。だから、やらない子も出てくるのです。そういうカリキュラムもありますので、最低限のカリキュラムを編成して、これだけは中学校で小学校から来たものを復習しながら、ちょっと勉強していきましょうというのを

検討していく時間を来年取っていくというような形でやっていきたいと思っています。あわせながら3小学校では、それぞれ特色ある教育として、共通ではなく、ここでは太鼓、三味線など学校ができる島の郷土教育を推進させるということと、共にやるべきベースというものを整理して進める予定です。前、御答弁申し上げました沖縄との関係の歴史についても、無理なく教科の中で学年段階に応じて必要最低限のことが6年、あるいは9年かけて、ここまではいかせたいというのを検討させるということをもっていきたいと、進めてまいりたいと、ちょっと細かくなりました。以上です。

○議長（大田英勝君） 8番。

○8番（麓 才良君） 具体的な取組の構想をお聞かせいただき、期待をするところもあります。

そこで、私が申し上げていることをもう一度よくお考えいただきたいと思います。小学校で郷土教育、ユンヌフトゥバ、英語、こういうのをカリキュラムの支障のないように取り組んでいかれるという、今御説明がありました。これを今、話をしましたようにワラビシュルバンから、ユンヌフトゥバをずっとなじみを持たせていくと、小学校での郷土教育、ユンヌフトゥバ、英語の時間バランスというのはユンヌフトゥバはもっと軽くなるはずです。そうすると、ユンヌフトゥバを教える時間にさこうとしている時間は、ほかの英語に回すことができるし、ほかのところのカリキュラムを回すこともできるということです。これは学校に行かなくても、小さい時から、できる島ぐるみの運動です。だから、そういうところからつないでいって、そして、小学校の学校教育の中に入っていくんですよと、これが幼少中高一貫教育の1つのネットワークの筋ですよということです。そういうつないでいくということがネットワークの考え方の縦軸のネットワークであるし、横軸のネットワークであろうと思います。ぜひそういう島全体の運動を展開されていって、そして学校に入った時の学校教育の中での取組、社会教育の中での取組、そういうふうにしていただきたいということです。

そしてもう一つ、この幼児教育は前にも申し上げましたように、もう一度申し上げたいと思いますが、「三つ子の魂百まで」というこの期間に、「早寝・早起き・朝ごはん」プラス歯磨き、この習慣をきちんとつけさせてあげる、そして、それが小学校につながっていく、中学校・高校につながっていく、こういうのを頭の中で連想されたときに、どういう形が出てきますか。今、学校教育の中で課題になっているむし歯患率はいくらですか、治療率はいくらですかという課題がほとんどなくなっていくと思います。かんで食べることによって健康になり、よく寝ることによって健康であるし、医療費の助成についても枠がだんだんだんだん小さくなってい

くことが想定できるのです。そういう関連付けた形でつながっていったときに、これがネットワークではないかと思えます。そういうことで取り組んでいただければ楽しくなると思えます。

○議長（大田英勝君） 教育長。

○教育長（町岡光弘君） 大変大事なことです。ありがとうございます。

私が今学校教育に狭めた表現でいたしました、時間の関係で。おっしゃるとおり、これは地域をあげて、やっぱり理解を進めながら、今おっしゃるように、今度は社会教育の場面、いわゆる、そのおっしゃる経験を持ったお年寄りの方から若い母親まで、そういう地域の子供たちの島立ちということを考えて、島づくりイコール教育であるということが、今の生活習慣であり、物事の考え方ですので、それはまたゆっくり浸透させていかなければいけない大きな部分であると私も考えておりますので、じっくりそういうことが浸透していくように、もちろん学校教育だけではできませんので、社会教育、そして皆様方の力もあちこちで今のようなことを共有しながら話し合っていくということが、あるいは広めていくということが大事だと思います。ありがとうございました。

○議長（大田英勝君） 8番。

○8番（麓 才良君） 同じことをいろいろな分野が瞬時に協働して動くという脳内ネットワークの考え方から申し上げましたが、特に教育委員会の範囲で、乳幼児ということについては管轄外ということになって、私たちもそういう捉え方で論議をよくしてきたのですが、逆に言うと、教育という分野から、この子育てというのを声高に叫ぶというのはおかしいですが、声を出していかれることのほうが、私ども町民としては非常に受け取りやすいと、そのほうが流れとしてスムーズに引っ張り上げられていくような感じがいたしますので、やはり一つの流れとしてつながっているんだと、ネットワークで結ばれているんだという観点で、ぜひ幼児教育、幼児の子育て・子育て支援ということについても、教育委員会のほうでもぜひ声を上げて、その流れというのをつくっていただきたいと思えます。

また、先般私どもが所管事務調査で行きました壱岐市においても、生まれてから極楽にいかれるまでの一つの流れとしての支援体制というのがずっと表で組み立てておりましたが、ああいうのも必要ではなかろうかと思えます。ああいうのを見れば、この年代ではここだね、この年代ではこういう支援があるねという、また、こういう状況になったらこういう支援があるんだねというのがわかるような、そういうのも工夫していく必要があるなと思うところです。

さて、私がこれまでいろいろな形で話をしてきたものも取り上げながら、ネットワークという観点から話をさせていただきましたが、特に今般の地方創生というの

は、お互いがそれぞれの大きな町、小さな離島においても同じ土俵でのスタートです。しかしながら、私どものこの小さな与論島というのは、逆に言えば大きなところにはないパワーを持っていると思います。私たちは古来「島おこしは人づくりから」ということで言われてきておりますし、「人材をもって資源となし、人脈をもってエネルギーとなす」という、私どものこの与論島の持っているさだめと、宿命というよりは与論島の持っている大きな力というものをお互いに明確に共通理解をしながら、それに基づいたネットワークを構築していった、いろいろな分野で、いろいろな形で同じ方向に向かって展開をしていくという、この流れ・仕組みができたときに、私どもの与論島は大きな力を発揮していくことになるのではないかと思います。そういう意味も込めまして、ぜひ今般は、このネットワークの構築というものを各分野において、各課において、非常に小さな課内の自分たちの課内のネットワークから行政のネットワーク、また与論島でのネットワーク、また島外の与論人の関係、島人（しまんちゅ）関係のネットワーク、旅人（たびんちゅ）関係のネットワークというふうにもいろいろ広げていって、その流れというのをしっかり組み立てる努力を私たちが続けていけば、この私たちの与論はきっと「東洋の海に浮かび輝く一個の真珠」これに磨きがますますかかっていくことができるのではないかと思います。ぜひ今後とも、ネットワークの構築については、極力努力をなさせていただきますように要請をし、一般質問を終わります。

○議長（大田英勝君） 8番、麓 才良君の一般質問を終わります。

次は、3番、町 俊策君の発言を許します。3番。

○3番（町 俊策君） 3つの課題について質問をいたします。

1 若者の定住促進対策について

- (1) 若者の定住を促進するため、島での「生涯にわたる生活設計の参考事例集」（仮称）を作成し、役立ててもらえる考えはないか。具体的には、20代から60代までの年齢を縦軸に取り、横軸には年代ごとに経済的な負担を伴う結婚、出産、子供の幼児期、小中高の就学期、大学等の修学期までを想定した出費予測を示し、これに対応する家族収入を想定した生涯予測家計簿を作成するとともに、収入を得るための職種は、サラリーマン、専業農家、専業漁家、建設業、土木業、製造業と多様にあるが、いずれの場合もそれだけでは十分な収入を得ることは難しいので、兼業や兼務を前提とした生活設計とし、高校から上の進学には奨学資金が活用できることも示した「島暮らしの一般モデル」（仮称）をコンサルタントに依頼して作成し、その活用を図る考えはないか。

2 特産品の開発対策について

- (1) 特産品の開発は、本町の農水産物を加工販売することなどにより、その消費を促進するものであり、観光客等を販売対象とするほか、ふるさと納税者への返礼品としても大切なものであると痛感されるが、現在どのような特産品があり、また、その開発及び販路開拓にどう取り組んでいるか。

### 3 ヨロンの海の再生対策について

- (1) 海藻類が消滅して久しいが、その後再生に向けてどのように取り組み、現在はどのような状況にあるか。

以上、3つについて御答弁をお願いいたします。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（山 元宗君） 答弁いたします。まず最初の若者定住についての「島暮らしの一般モデル」の作成、これを作成したらどうかとの御意見です。生涯にわたる生活設計について、具体的な人生計画とマネープランを立てて実行することは、非常に重要なことであると認識しております。

昨今は、社会環境の変化やライフスタイルの多様化に伴い、生活における費用のかけ方や配分の優先順位などが大きく変わってきております。また、個人の考え方も多種多様になっているため、生涯設計を立てて実行しても、生活環境はその都度変化していくのではないかと考えます。

したがって、最も大切なことは、生涯にわたる生活設計について、個人の責任により恒常的に取り組むことであると考えております。民間の保険会社等においては、様々な生活環境に対応した生涯設計を無料で実施していますので、こうした有益な情報をできるだけ集めて提供してまいりたいと、そういうふう存じております。

次に、特産品の開発についてです。本町独自の特産品の開発については、農水産業や観光業の振興を図る上で積極的に取り組まなければならない重要な課題であると認識しております。

また、地域の農産物や水産物、加工製品など特色ある商品に新たな付加価値を加えて発信していくことで、与論島の宣伝になると考えています。本町における特産品開発については、民間主導で開発が行われ、個々の事業者による商品販売やPRにとどまっておりましたが、近年商工会主体の全国展開支援事業により、複数の業者が一体となった特産品の開発も行われてきております。こうした取り組みに加え、異業種間のタイアップによる商品開発及び流通システムの構築を推進し、島内産物を原料とした商品をふるさと納税者への返礼品として活用することや、土産品店、宿泊施設、飲食店等へ提供し普及させることが、特産品の定着につながるものと考えております。

今後は、本町の特色を生かした特産品の開発や販路開拓、それらを担う人材や企業の育成を目標に、国などの補助事業の導入を検討するとともに、物産展等への出展助成、情報発信についても積極的に取り組んでいきたいと考えております。

次に、ヨロン島の海の再生です。海藻類再生の取り組みについては、漂流するホンダワラ等を回収し、海底の岩礁やブロックに固定するなどの方法で再生に取り組んでおります。また、ホンダワラの種苗付きブロックを購入し、波の穏やかなコースタル近辺や漁港内の生けすに投入して、生育状況の遺跡調査を行っております。コースタル近辺に投入した種苗付きブロックには発芽を確認しましたが、大きく成長しているものは見られませんでした。

一方、生けすに投入したブロックの藻は30センチ程度に成長しており、投入箇所の環境によって成長が左右されるものと思われまます。

このような海藻の再生方法については、波や海流の影響により、海藻の流失や海底への埋没など、効果が半減していることから、改善する必要があると考えております。

今後も離島漁業再生支援事業を活用し、島の大切な漁場であるイノーの水産資源を守るため、藻場の造成活動を行ってまいりたいと、このように考えております。以上です。

○議長（大田英勝君） 3番。

○3番（町 俊策君） 質問事項の1番について質問をいたします。答弁によりますと、何となく「民間の保険会社等において」と、よそのいろいろなところで研究しているから、それを見なさいというような突き放した感じがして、非常に冷たいなという気がします、というのは与論の生活は特殊なのです。

私が島に来てびっくりしたのは、25、6歳の時、出張で来てびっくりしたのですが、あまりの海の美しさに、そして自分の島がこんな美しい海であって良かったと、それまではNHKの白黒のテレビでしたから飢饉の折に、ばあさんがつえをついてひび割れた畑を歩いている姿がテレビに映っていて、与論出身だということを非常に恥ずかしく思ったことがありました。実際に来てみると、こんなすばらしい海を持った、こんなきれいな島があるんだなと、それが自分の島であって良かったという思いを強く持ちました。それが私のUターンした時の第一印象です。

それから、2番目に驚いたのは、1人の先輩がいろいろなことができました。「今日、宴会をするよ」と言うと、スルスルと服を脱いで、すぐ海に行ってタコやらエビやらを捕まえてくれた。魚をついて持ってきてくれる。翌日見ると、その先輩は、ブルやユンボとかを運転されていました。その後、後日ですが、その先輩は大工さんをしていました。そのように海のこと、いろいろな仕事できて、その

人たちがこの島にいらっしゃるから、この島は今まであったのだなという気がいたします。

それで、その後民俗村ができて、民俗村にいろいろな生活様式が展示できたのですが、その中でいろいろな、この島で生きる知恵というか生活の知恵なども、そこで学んだのです。

その後、横井庄一さんという人が、グアム島で戦後何年かぶりに発見されたという、そこを見てみました。そしたら、そこは恵まれた環境です。川があり、海がすぐそばにあり、ジャングルがあり、ヤシとかバナナが自生していたり、もしこの島に、そこに同じ与論の人が住んでいたら、もっとぜいたくな生活ができただろうなと思うようなところでしたが、そういった生活のあらゆる知恵を受け継いで、この島を守ってきた先輩たちに非常に感銘を受けまして、Uターンして20何歳になって初めて帰ってきて、自分の島を見てびっくりするぐらいでした。非常に自分自身は情けなく思いましたが、そういった島に対して非常に愛着を持っております。

そういった気持ちの中で、今、子供たちが全くそのようなじいさん、ばあさんたちが、当時の人たちですから、私よりちょっと先輩ぐらいですから、そういったじいさん、ばあさんたちが子供たちを旅に出して大学までいかせるとか、学校に行かせるのに一生懸命だったという、そういう生活実態から見ると、この島には子供を愛してやまないすごいことと、それからなおかつ、島を非常に大切に思っている気持ちがあるのだなという気がいたしました。

今では過疎の島になりつつあるのですが、私が来た当時は7,000人でした。今は5,000人ちょっとで、2,000人は減っているわけで、その間は50年です。二十四、五歳で来て50年たった今ですから、50年でそれぐらい減っています。そういったことの中で、「ユンヌフトゥバ」とか、いろいろな郷土のことについて触れているのですが、もっと生活していく上ではたくましい子供たちであるはずなのです。それが今はもうほとんどそういったことも知りませんし、高校生になるまでに与論の海で魚釣りをしたことがある子供が何人いるだろうか、魚取りに行った子供たちが何人いるだろうかという気がしてなりません。自分の子供もそうでしたが、私がここで言いたいのは、もちろんライフスタイルが変わってきたというのは、今申し上げたとおりで私も理解はしておりますが、何としてでも子供たちを帰さなければいけないのです。帰ってきてもらわなければいけないのです。そのためには、ひとつのモデルケースという、子供たちにはわからないと思います。島で俺は仕事は何をするのとか、畑が少しあるけれども、畑だけで生活できないではないかと、漁師といったって小型船でその辺に行って、サバニですね、子供たちはサバニしか知らないのです。今の高校、大学生あたりまではですね。そういったこと

で生活をするのに非常に不便な島になってしまっているし、また子供たちもそういう不便な島では生きられないような育て方をしてしまっている。そんな気がしてならないのです。

今、子供たちを呼び戻すということが、それこそ喫緊の課題だと思っているのですが、こういうことで、今、私が申し上げたいのは、そういう社会構造の中で、子供たちを帰すのは非常に難しいので、それに対して何か方策はないのだろうかという中で、御答弁は何か仕方ないじゃないかと、自分たちは自分たちで考えろというようなふう聞こえてならないのです。

ところが、さっき喜山さんが前の質問で言ってましたが、CCRCという考え方が今出ているので、多世代協働のまちづくりという方法もあるので、そういったことは、これは自分たちのことは自分たちでやれというのではなくて、そういう過疎化の島とか、生活環境が非常に細くなっているところへ、そういう考え方を持ち込んで、みんなでまちとか、そういったものを改めてつくり直そうじゃないかという、今は、その地域・地域で勝手にやりなさいではなくて、そういうシステムに国全体が変えようとしているのですから、ですからぜひ私が言いたいのは、この島にもそういった考え方を導入して、積極的に子供たちが帰れるような良い方策を編み出してほしいと思います。

そういうことで、考え方について御答弁をお願いします。どういうお考えなのか。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（山 元宗君） 今のお話、本当によくわかります。今、町議員がおっしゃったことは、本当に島の親たちの気持ちだろうと思います。

そこで、若者定住ということで、外から若者を呼ぶために、お金が幾らかかって、仕事は幾らできてこうだったという、そして、それをまた大学まで出るためには、これだけの金が要るんだよと言ってくると、なお脅しているような気にならないかなと。そういうことを考えたりして、本当に若者たちが島に来て、お互いに助け合って、何でもお互いにうまく溶け込みあっていける、そういうところにもっと目をつけていくべきではないかな。そういうためには、どうしても将来幾ら金が要るということもあるでしょうが、何かその付近が、まだ私には把握できなくて、こういう答弁になりましたが、また検討していきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（大田英勝君） 3番。

○3番（町 俊策君） よろしくお願ひいたします。

次に、特産品の開発対策についての質問なのですが、つくるのはつくるのです、

与論の人たちは何でも一生懸命つくります。しかし、販路を考えていない。販路を考えていないのと、もう1つは、その商品、つくったものの価値がどの程度あるのかということについてもなかなか掌握されていない、そんな感じがいたします。ですから、せっかくないいアイデアで、良いものをつくられても、良いものといっても島の中ではです。それが市場に出ていって通用するものなのかどうかということも非常に心配なところがあります。それで今女性団体とか、いろいろな方々が最近では、公民館の前で、女性団体の方々が年末年始の贈答品の販売をしていますが、ああいったことも1つの積極性が非常にうかがえるので、ああいった方々の支援をするためにも今ひとつですね、講師というよりは実践指導をされる、そういった指導者の養成をしていただけないものだろうか、そういう気がいたします。

特に海産物とか、そういうものもありますし、それから、売り先は最近ではふるさと納税がどの程度まで集まっているのかわかりませんが、ふるさと納税にしても、インターネットでとか、要するに何か受け身的で、これももっと積極的に委員会などをつくって、民間のアイデアも入れて、そして金銭の取扱い、もちろん構想については役場が主体としてやっていいのですが、積極的にそういった活動をしていく方法などもとって、もう少し特産品が売れるような対策を、出せるような対策をぜひ立てていただきたいと思います。特に今、非常にいいタイミングで、ふるさと納税というものがありますので、これは島外に向けての販路対策だけではなく、農産物、あるいは海産物の需要の喚起にもなりますので。その点で今一度特産品の開発について、これはみんなわかります。ほとんど理論です。実践に基づくものというのが割と希薄ではないかなと思います。誰でも文章を書けといえ、書けるようなものだと思います。そういったことを含めて、もう一度検討をしていただきたい。チャンスだと思います。チャンスがあるうちにやっつけていかないと、なかなかその目的は達せられない。そのようなことで、ぜひこれについて、もう一度見直すお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（山 元宗君） ありがとうございます。

本当にお聞きしますと、特産品もあちらこちらで、ああこれはいいな、これはいいなというのが開発されているようですが、まとめて本当にそれをPRしていくということ、あるいはパッケージの問題、いろいろあるかなと考えております。本当にIターンの方々からもいいデザインで、いいパッケージをつくれるよと、私たちが協力するよという話も聞いたりしておりますので、できましたらそういうことも考えながら、今後本当にふるさと納税の返礼、あるいは観光客への土産物として、与論はこれ、与論だったらこれがあるんだよというものができ上がればいいなと考

えております。そういう面で一生懸命頑張っていきたいなと思います。ふるさと納税については、担当課長から答弁させます。

○議長（大田英勝君） 総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） ふるさと納税の点が出ましたので、今の状況をお知らせしたいと思います。

これまで、平成19年から毎年ふるさと納税の決算の中で、平成27年度、これは平成27年12月8日現在で約600万円です。これまで600万円以上あったことはありません。平成24年に519万6000円、あとは約100万円台ということで、今ふるさと納税のほうも増えてきております。その返礼品として、いろいろ旬なものをとということでやっているのですが、ソデイカとか、それからモリンガ麺、そして、さっき中央公民館の前のお話がありましたが、アンマーの贈物というのを今されているということで、これは期間限定ということでしたので、あと漬物の詰め合わせ、ほかにもいろいろあるかと思いますが、そういったものをいろいろ取り入れて、返礼品として、与論のPRも兼ねてやっていきたいと考えます。以上です。

○議長（大田英勝君） 3番。

○3番（町 俊策君） ぜひ積極的にアピールして、インターネットでという話もあるのですが、ダイレクトメールというのも年寄りにとっては有効だと思います。それから、忙しい働き盛りの子供たちに対してもダイレクトメールで送ってあげたらどうかという気がいたします。その送った金に見合った商品が必ず届くのですから、売り値からするとですね。そういう具合に積極的に今一度役場内だけではなく、役場外からも民間からもアイデアを募って、全体でそういう活動をしてはどうかという気がいたします。それについては外部の方々の知恵も入れて、改めてまた、そういうチームをつくるとか、そういうことについてはどのようにお考えですか。今は部内だけだから、外部を入れて注文したりとか。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（山 元宗君） 今おっしゃるように、いろいろなそういう点で私の勉強不足のところを補ってもらうように、本当に私はシンクタンクという発想を持っておりますが、あらゆる場面において、このことについては、こういう人たちをというふうに、外部の方々あるいは学者の方々、Iターンの方々など、みんな加えて知恵をいただきながら、そういうふうに進めていければと考えております。

○議長（大田英勝君） 3番。

○3番（町 俊策君） ありがとうございます。

次に、質問事項の3番目、ヨロンの海の再生対策ですが、非常に回答によります

と、海藻類の藻場がしやすい所と、できにくい所があるようですが、ぜひ藻場の再生は、藻場がなければ海の生物が絶滅するのは目に見えているので、これはぜひもう少し力を入れて専門的にも、そういう先生方をお呼びするなどして、与論の海の最適値を的確に把握するとか、あるいは大学のほうにお願いして、そういう藻場を復活させるための研究地としての活用をお願いするだとか、各大学とか、そういったところにも働きかけて、今一度積極的な対策が望まれるのではないかと思います。どうかそのことについて、答弁は要りませんが、頑張っていることはわかりますので要りませんが、ぜひ大切なことですので、藻場のそれからそういう海の政策、海産物の生息しやすい環境づくりを陸上も含めて、ぜひどうかそれぞれの立場の大学などにもお願いして、研究テーマとして与論を取り上げていただいて、ぜひ昔の与論島に戻れるよう活性化させていただきたいという思いを述べて、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（大田英勝君） 3番、町 俊策君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午後2時49分

再開 午後2時59分

-----○-----

○議長（大田英勝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

-----○-----

日程第5 議案第67号 与論町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報に関する条例

○議長（大田英勝君） 日程第5、議案第67号「与論町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（山 元宗君） 議案第67号、与論町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について、提案理由を説明申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成

25年法律第27号)が、平成25年5月31日に公布され、個人番号の利用に関する規定が、平成28年1月1日から施行されることに伴い、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、必要な事項を定めるため、新たな条例を制定する必要があるため、本条例案を提出するものです。

御審議され議決いただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長(大田英勝君) 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(大田英勝君) これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第67号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(大田英勝君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第67号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(大田英勝君) 討論なしと認めます。

これから、議案第67号、与論町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(大田英勝君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第67号、与論町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第6 議案第68号 与論町税条例の一部を改正する条例

○議長(大田英勝君) 日程第6、議案第68号「与論町税条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（山 元宗君） 議案第68号、与論町税条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）（以下、「番号法」という。）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年法律第28号）（以下「整備法」という。）の一部が平成28年1月1日に施行、それに伴い地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成27年総務省令第90号）及び地方税法施行規則等の一部を改正する法令（平成27年総務省令第91号）が平成27年10月29日公布、平成28年1月1日施行、また、地方税法の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）の一部が平成28年4月1日に施行されることに伴い、所要の改正及び引用条項等の整備を行うため、与論町税条例の一部を改正するものです。

主な改正内容は、地方たばこ税の旧3級品の製造たばこに係る特例税率の段階的な縮減及び廃止、地方税における徴収の猶予の見直し、番号法及び整備法の一部施行に伴う地方税法に係る申請書等の記載事項に個人番号又は法人番号を追加等、法の改正に沿い条例を改正するものです。

御審議され議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（大田英勝君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田英勝君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第68号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第68号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第68号、与論町税条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第68号、与論町税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第7 議案第69号 与論町新築住宅に対する固定資産税の減免に関する条例の制定

○議長（大田英勝君） 日程第7、議案第68号「与論町新築住宅に対する固定資産税の減免に関する条例の制定」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（山 元宗君） 議案第69号、与論町新築住宅に対する固定資産税の減免に関する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

与論町新築住宅に対する固定資産税の減免に関する条例は、比較的台風に強い構造を要する住宅（非木造住宅）の固定資産税を減免することで、税の費用負担を軽減し、常習的な台風被害を最小限にとどめ、安心・安全で定住促進を図り、地域の活力と魅力あるまちづくりを推進するため、本条例案を提出するものです。

御審議され議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（大田英勝君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

○7番（野口靖夫君） この条例は、非常にすばらしい条例だと私は思っています。この件は、税務課長が全員協議会で議員の我々には十分に説明されました。この条例の趣旨というものは、町民が非常に期待しておりまして、特に台風災害でやられた方々は非常に期待しておられるのです。ですから、本会議で趣旨の一番重要な部分にポイントを絞って、税務課長から説明していただだけませんか。

○税務課長（竹本由弘君） 趣旨につきましては、去る平成24年、25年に未曾有の被害によって、比較的木造住宅の被害が多かったということで、その当時半壊以上が600軒以上を超えています。それに対しまして、鉄筋コンクリートの非木造については、耐用年数が長いことで非常に軽減率が落ちるのが遅く、固定資産税課税価格が高いということで、コンクリート構造ですと60年間、木造ですと25年間のこの差がある関係上、なかなか台風強い構造の建物を建てたくても税金が高くてなかなか建てられないという御意見もあった関係上、法に基づくならば、

新築から3年間は非木造であれ、それ以外の住宅であれ、3年間は半額ということの減額が法の中であるのですが、それを継続して全体的に10年間、非木造以外、ただし、プレハブ住宅を除くということで、台風比較的強い建築物に対して、10年間は半額にしようということでの考え方から立てております。

これにつきまして、他町村の意見を聞いたところ、国や県からの指導がなかったかどうか、要するに税収に伴う指導がなかったかどうか聞いたのですが、特にそういったものについての指導はなかったということで、他町村については定住促進を図るという目的でうたっているのですが、与論町については、台風比較的強いということをやりたい文句にして条例を制定させていただきたいということです。

○議長（大田英勝君） 7番。

○7番（野口靖夫君） この間も申し上げましたが、国には、激甚災害法という特例法もあるのです。それはどういうことかといったら、こういう災害が起きた場合には、国がある程度の面倒をみるということであるのです。だから我々の自治体においても、それなりの柔軟な税に対する対応はするべきだと、私は特にふだんからそう思っております。だから、この間課長は偉いと、もちろんあなたより上はいないのですが、町長も偉いと、こういうことを申し上げたのですが。

ところで、この間ある人に「こういう措置を与論はするんだよ」と言ったら、新しく家をつくった方が、それは本当初耳だと、ありがたいことだと、ぜひそれが決まったら教えてもらいたいと、そういうお言葉がありまして、だから、もし本町のこの議会で決まったら、早急に町民に知らせる義務があると思うのです。町民は、これから俺がつくった家は固定資産税は幾らになるだろうかということで、今現在は非常に心配しているのです、だから、そういう不安を少しでも減らすために、気持ちをおきかせするためにも早急に行動をとっていただきたいということを要望しておきたいと思っております。

○議長（大田英勝君） 税務課長。

○税務課長（竹本由弘君） まずは議決を得るのが先でございます、議決をいただいた上には、早速週報なり、広報誌でお知らせさせていただきたいと考えております。

○議長（大田英勝君） 2番。

○2番（高田豊繁君） 野口議員に続きまして、大変すばらしい劇的な条例だなと思っております、大変職員に感謝したい、また町長に感謝したいと思っております。

ちなみに、これはちょっと時間をいただきたい、1500万円の評価額の場合に、初年度は16万8000円で、10年目で15万3000円程度、そして15年目で12万4000円程度となっているのですが、私としては、できたらこの10年を15年ぐらいに、せめて延長していただければ更にコンクリート住宅の普及率も

高まって、防災対策はもとより、地域の活性化対策もできると思います。大賛成ですので、よろしくをお願いします。

○議長（大田英勝君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第69号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第69号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第69号、与論町新築住宅に対する固定資産税の減免に関する条例の制定を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第69号、与論町新築住宅に対する固定資産税の減免に関する条例の制定は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第8 議案第70号 平成27年度与論町一般会計補正予算（第7号）

○議長（大田英勝君） 日程第8、議案第70号「平成27年度与論町一般会計補正予算（第7号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（山 元宗君） 議案第70号、平成27年度与論町一般会計補正予算（第7号）について提案理由を申し上げます。

歳入の主なものとしまして、地方消費税交付金社会保障財源交付金733万9000円、民生費国庫負担金保育所運営費負担金3000万円、財政調整基金繰入金3482万6000円などを計上しております。

次に、歳出の主なものとしまして、後期高齢者医療特別会計繰出金948万3000円、子ども・子育て支援事業費6000万円など増額で計上し、商工費消費喚起プレミアム旅行商品助成事業3000万円を減額で計上しております。

歳入歳出予算にそれぞれ6221万4000円を追加し、一般会計予算総額48億4061万4000円となっております。

御審議され議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（大田英勝君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

○議長（大田英勝君） 7番。

○7番（野口靖夫君） 一般会計補正予算についてですが、私は賛成の立場です。ところが、この中身において、5点ほど反省したり、また確認したり、いろいろと質疑をしたいがございます。その点について質問させていただきます。

まず16ページをお開けいただきたいと思います。16ページの子ども・子育て支援事業費、この項目の中で6000万円の補正が含まれております。この中身を具体的に説明していただきたい。

○議長（大田英勝君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（酒勺徳雄君） お答えいたします。

この施設型給付といえますのは、認定子ども園ですとか幼稚園、保育所、本町にはないのですが、いわゆる教育保育施設を通じた共通の給付ということでございまして、内訳としましては、保育所運営費負担金が4500万円、それから休日保育延長保育が1500万円の分です。充当先としましては、保育所運営負担金ということで、1号認定、2号認定、3号認定に分かれています。その給付に係る11月から3月分までの金額です。以上です。

○議長（大田英勝君） 7番。

○7番（野口靖夫君） わかりました。

次にいきます。19ページをお願いします。19ページの堆肥センター運営費、もう一つは機構集積協力金交付事業、この2点についてお聞きいたします。

まず、堆肥センターの件ですが、この堆肥センターは、当初これをつくるときに、民間に委託して管理運営させていくんだという目的で、始まりました。ところがだんだん予算が膨らんでいくだけで、民間委託どころの問題ではないという時点にきております。そこで今回170万円の補正が計上されております。この170万円の補正は、主に何に使われるつもりなのか、そして最初の設立当初の目的からどう変わってきているのか、お聞きしてみたいと思います。

○議長（大田英勝君） 産業振興課長。

○産業振興課長（町島実和君） お答えいたします。

まず、需用費ということで170万円を計上したのが理由です。この点につきま

しては、向こうで使われている作業機械の劣化がひどくて、ユニック運搬車とか、そういった機械の作業部品の合計額と、プレコンという袋の購入費になっております。消耗品として部品を購入する分と修繕費の分の、2つに分かれております。

民間委託についての件ですが、確かに当初はそのようなことで、私も記憶しております。これが全体的な農業、第一次産業を支えていく上で、一番大事ではないかという前町長からの指令もあったかと思えます。堆肥センターの堆肥も、今中熟堆肥を2,000円を出すというのも相当な与論町としての赤字を抱えている結果にもなっているのではと思っております。そういったことで、確かに民間委託ができれば一番いいことなのでしょうが、なかなか民間委託まで至っていないのがただいまの現状です。以上です。

○議長（大田英勝君） 7番。

○7番（野口靖夫君） だから、民間委託がまだできていないというのは、既成の事実だから。そこで、できていなければですよ、まだ皆さんの心の中に残っておられると思うけれども、我々議会のほうから職種によって、職場によって人件費を上げたり下げたりしてほしいという提案をいたしました。だけれども、その後、その見直しのことがまだ行われていないのです。そのままなのです。議会からは、我々はこの部分はこうしてあげたほうがいいのではないかと、この部分は下げたほうがいいのではないかと、役場の場内もみんな合わせてそうしていかないと、メリハリがつかないとおかしいのではないかと職員同士の感情的な問題もあるということで、我々議会からそういうことを提案したことがあるのです。議会もいろいろな方々の町民の御意見を聞いたり、また役場の場内の職員の皆さんの御意見を聞いたりしながら、給与体系、人件費というものをどうすればいいのかという方向で提案しているのです。それに向かって皆さんも真摯に答える義務があるのです。だから、それに対して、ここから聞いて、ここから流すのでは駄目なのです。今あえて、ここでもう1回申し上げておきます。それが1点。

だから、あるものは新しいものから古くなって、買い換えないといけないというのは、それもわかりますから、そこら辺は十分念頭に置きながらやっていただきたいということです。

次に移ります。先ほど言いました下のほうの交付金事業、これの内容説明をお願いします。

○議長（大田英勝君） 産業振興課長。

○産業振興課長（町島実和君） 復興収益協力金交付金事業、これは現在国が一番取り組んでおります集約、農業に関しましての土地を貸す人、借りる人への交付金です。それを何町歩するから、これだけをということで、今、機構側からも与論町で

は、こういったことで頑張れないかということできております。結局、貸し手と借り手側へのお金です。

○議長（大田英勝君） 7番。

○7番（野口靖夫君） これは非常にいいことです。我々もこれは議会から望んでいることなのです。そうであるならば、そういうことをもしも先ほど話がありましたが、決まったら、もしも議会で可決されたら、早急にこの内容を知らしめていかないと、これは時限立法だと思うのです。おそらく、交付金だから永久にじゃないと思うのです。そうなった場合には、来年の3月で、これは切れてしまう。日にちがないから、皆さんは急がなければならないということなのです。急いでこれを知らしめていって、町民に周知徹底していくことが肝要だと思いますから、ぜひひとつ、そこら辺を気を付けられて頑張っていたきたいということなのです。

続いて、もう1点、21ページお願いします。観光に関することなのですが、富士川課長、この消費喚起プレミアム旅行商品券、この件についてお伺いいたします。これは時限立法で、国の地域振興策ということで、パッときてパッと期限が切れてなくなるという予算なので、慌てて計上されたと思うのですが、どうですか、この3000万円というお金を設定されて、3000万円を設定してから、こうしてまた減額するというお気持ちはどうですか。

○議長（大田英勝君） 商工観光課長。

○商工観光課長（富士川浩康君） お答えします。まず今の質問に対しての答えの前に、9月の6月補正で地方創生交付金といたしまして、消費喚起プレミアム旅行商品券助成事業ということで、その中で3000万円、そしてまた、メディア広告宣伝費対策補助金ということで1000万円、そして、宿泊観光施設増改築費補助金ということで2000万円、計6000万円、国のほうに要求しておりました。その時、その時点では国自体がまだ交付決定しておりませんでした。その交付決定を待つまでには工期がないと、そういう意味で9月の6号補正であげたのです。

それプラスもう1つ、商工観光振興費に、同じく地方創生交付金ということで、商工観光関連事業者施設設備整備ということで、リニューアルで1000万円ほどの事業を合わせて7000万円を要求しておりました。そして、その結果、この特典付きモニターツアー事業補助金の商品券3000万円を減にしたかといいますと、この事業はなかなか僕らは予算が付いて、これからやりますよと言ってもなかなか難しい点がありまして、というのは、旅行業者がありまして、そこにまず商品をつくってもらおうと、そして、その中で、例えば与論にいらっしゃって、商品券で3000万円の特典が付きますよということをアピールしていただくことで、この事業を申請したのですが、何しろ、この交付決定がきたのが10月の後半です。そ

の中で、僕らもこの中で何を3000万円落としたらいいかということで、本当は残念ながらですが、この商品券を落とさざるえなかったのが現状です。

○議長（大田英勝君） 7番。

○7番（野口靖夫君） これを組むときに、課長が非常に困って一生懸命頑張っておられる姿を見たときには、私は本当に大変だなと思っておりました。というのは、どうということかといいますと、これは地域限定の振興交付金だから、おそらくこれだけでなくして、プレミアム商品券は地域振興なのです。だから、そうなった場合には、このいわゆる旅行モニターツアーに限定していかれたので、私は、これは大変厳しい状態になるのではないかと思いつつ見ていたのです。案の定そうになりましたよ、これは本当は限定していった場合には、また与論島に、たとえこれが決まったとしてもですよ、確定したとしても、本町への地域の振興にはあまりためにならないのです、私が考えるときに。というのは、旅行会社自体が知らないのだから、そういうことで大変だと思っていたのですが、こうなることを予想していたのですが、私が最初に申し上げましたように、こういうこともあるから、反省するところは反省しておかないと、早急に対応するべきところに対応しておかないといけないということが1点。

第2点は、これは常に地域経済の活性化を狙う国からのポイントをついた事業なのです。それは私が申し上げなくても、一番課長がおわかりだと思います。そういうときには、役場の場内の職員が中心になって、その中身を検討するよりも、地域経済を担っている社会で頑張っておられる方々に話をお伺いして決めていったほうが有効的に使えるのです。役場内の方々は、こう言うのは失礼なのですが、1点だけしか見ていないところがあるのです。だけど、地域の方々は、あらゆるところから見られる。別に皆さんが駄目だということではないのですが、そういう見方もあるので、地域の経済人を集めて、私が言う反省点というのは、そこなのです。地域の経済人を集めて対応していくとか、そういうことも必要ではないかなと、その当時から思っていたのです。だから、どうかひとつ、今後これからは、こういう突拍子もない国からの経済振興のために補助金が交付されることが多々あると思います。だから、そういうときに対応するためには、どうすればいいかということ常アンテナを立ててやっていただきたい。そうしないと決まった時点では、もう終わってるとか、施行しようとしたらもう終わっていると、そういうことが起きるのです。今、我々がやろうとしているその宿泊リニューアル交付金でもちょっと時間が遅ければ、1月からさとうきび刈り時期でしょう、1月からは刈り取り作業が入ってきますよね、いろいろヨロンマラソンもありますよね。これは2月まで済ませなければいけないでしょう、リニューアル交付金は。そうした場合、日にち

が非常にないのです。だから、そういうことで、こういう時には、パッと国で、あるいは県で、こういう動きがあるというときには、経済人をパッと集めて、どうしようということを決めていただきたい。そうしないと、こういうのは即対応できないということを申し上げて、これが我々の、あなただけではなく、私たちの反省点でもあると思うのです。お互いに気をつけていかないと、と思います。町長どうですか。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（山 元宗君） 今のお話、よくわかります。本当に情報を先取りして、そして、地域にそれを発信していくということ。そして、地域の方々の知恵を借りることが大事ではないかなと考えます。今後また、そういうふうに取り組んでいければと思います。

○7番（野口靖夫君） 以上です。

○議長（大田英勝君） ほかにありませんか。6番。

○6番（供利泰伸君） 環境課長に1つだけお尋ねをしたいのですが、17ページの目の13に災害廃棄物処理費というのが載っています。899万円ほど組んでいますが、問題は、その災害廃棄物といいますか、今現在ある量とか木造は、かなり処理されているようには見えるのですが、まだいっぱい山積みになって積まれている災害廃棄物ですか、まだいっぱい積んであるのです。その処理はできますか、年内で。

○議長（大田英勝君） 環境課長。

○環境課長（吉田 勉君） お答えしたいと思います。何年か前の台風のと時から積み重なっている部分もあって、かなり処理ができてきたのですが、週二日の粗大ごみの持込みがありますので、その部分がだんだんとたくさん増えていって、今みたいな現状になっておりますが、1月ぐらいから工事が着工するというので、今、重機の借り上げや職員によって、ごみの処理を行っております。今回、新たに職員を2人雇用して、20日間ぐらいお願いして、足し算をして年内である程度の片付けをしながら、かなりへこんでおりますので、そこに土を入れて高さを調整しながら、今のごみを処理しながら整備をしていって、新しい年末のごみについて処理しやすいようにということで、分別をしている途中です。

○議長（大田英勝君） 6番。

○6番（供利泰伸君） 私がこれを言ったのは、災害廃棄物の処理と、持ち込まれた廃棄物は別にしないと、同じように1箇所積んでしまったら、もう全くわかりづらいですね、だからそれをなるべく分けてやって、災害廃棄物は災害廃棄物で処理をして、早めに処理をしてほしいからこういうことを言っているのですが、ひとつ

よろしく申し上げます。

○議長（大田英勝君） ほかにありませんか。5番。

○5番（喜山康三君） 5ページの債務負担行為。これは賃借料ということになっているのですが、76万8000円、28年度から29年度の1年間ということで、1年間の76万8000円という土地の賃借料となっているので、坪当たり、平米当たり幾らぐいらになっていますか。

○議長（大田英勝君） 環境課長。

○環境課長（吉田 勉君） お答えしたいと思います。この単価につきましては、前に山田し尿タンクの横に、野田さんの個人的なんですけど、1箇所畑がございまして、そこを借りていたのですが、その時の5年間の年間に生産されたキビの単価と、その生産量に合わせて計算をしまして、一番多いときと、一番少ないときを除いた5年間の平均ということで設定をしております。今回、隣の方の面積が、どうしても大量にあるものですから、1箇所だけではできないということで、あと1箇所追加してお借りしたのですが、その前、借用している契約もありますので、その単価に合わせた形で今やっているところです。キビの5か年間の多いとき、一番少なかった時のを引いた平均の1年間のキビの金額でやっていますので、普通の借地的な考え方でいきますと、すごい高いような感覚を受けますが、土地の利用価値、いろいろな問題を考えたときに、このキビの生産量に合わせた単価で、前から契約をされておまして、今回もそれに従っております。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） キビだろうが何だろうが、それはそちらで決めたことですが、76万8000円の金額が坪当たり幾らの金額になりますか、これ1年間ですよね、なりますかということをお聞きしているのですが。

○議長（大田英勝君） 環境課長。

○環境課長（吉田 勉君） 月で計算したときに、今1万2000円の計算になっております。

そうですね、平米単価で計算しておりますので。

○5番（喜山康三君） 面積は。

○環境課長（吉田 勉君） 面積は、今、借りたいところは1,203平米あります。

今、借りている分がですね。

○5番（喜山康三君） それには含まれてないの。

○環境課長（吉田 勉君） はい。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） 1,200平米ということですか、1,230平米。これ、放出

用地賃借費ということは、その大きさの土地に放出するから、その土地の使用料ということによろしいですか。

○議長（大田英勝君） 環境課長。

○環境課長（吉田 勉君） 今の78万円の金額は債務負担ですので、長期契約をしておりまして、28年度から今年の方は予算化されておりますので、28年度から29年度分の金額ですので、直接の平米単価の計算では合わなくなるとは思いますが、債務負担ですので、あとの何年間の分を予算化していくという考え方で考えております。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） 要するに、ふん尿を放出して、簡単な話が、その土地にばらまいて処理する土地を賃借したということですよ、そうですね、そうです。これが76万8000円ということですよ。これは今までずっとこういうやり方をされてきたということですか。

○議長（大田英勝君） 環境課長。

○環境課長（吉田 勉君） 前の単価の計算で隣の単価に合わせないといけないということで、今そういう感じで計算されております。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） 詳しいことは、あとで聞かせていただきますが、どういう理由でこういう形になるか、いろいろ事情があったと思いますが、少し様々に見て問題があると思いますので、これは後で詳しく説明を受けたいと思います。

もう1つ、先ほど野口議員から指摘された、私は一般質問の中でも、このことを言っていたつもりなのですが、受益者負担の原則をもう一回見直してくれと、野口議員から指摘されているように、当初からこれは牛のふん尿は、もともと産業廃棄物で本来は家畜業者の皆様が自分の財源で自分の努力で処理しなくてはならないものを町が施設をつくって、その肩代わりをしているのです。本来なら、産業振興という政策の中でやってるのですが、いつまでもこれではいけないと言っているのです。全ての項目にわたって、受益者負担の原則をもう少し洗い直して、ちゃんとおのおので負担してもらうのは負担してもらわなくてはいけないのではないかと言っているのです。だから、茶花集落排水のことも同じです。いつまでも一般財源から繰り入れていきますよね、これをもう少し理解を得て、町の財源負担を減らすことも必要ではないですか。先ほどのコンクリートの住宅の促進については、産業振興とか、そういう災害対策とか、様々な政策的な意味で減税をしながら、一方では、それについて何ら手だてはしていないのです。お金を使うことばかり、もう少しその辺のけじめがないと、これどうなるんですか、もう少しこの辺につい

て、それからコイン給水機、あれもここ2、3年ずっと無料開放していますよね、課長。

○産業振興課長（町島実和君） はい。

○5番（喜山康三君） それから、前指摘した牛の精子の輸送タンク、あれも町の備品として購入しながら、このタンクの賃借料はいただいていますか、答弁はいいです。だから、この辺のこととか、失礼ですが、前町政は財布の底がもう抜けているのです。何でもパッパッ町民の人気の良いような政策ばかりとって、財政のひもを締める人がいないのです。だから、そういう意味でも、この辺のことをもう少ししっかり考えていただきたい。以上です。

○議長（大田英勝君） ほかにありませんか。1番。

○1番（林 敏治君） さっきの野口議員の質問もありましたが、商工観光課の21ページのプレミアム旅行券についてですが、これは当初、商工観光課長から聞いたところが4000万円の国からの交付金があると、各市町村のデータ資料があります。そういうふう聞いたのですが、その中でリニューアル助成事業が1000万円となっているのです。4000万円のうちの、その1000万円は全く何もしないということで、こういう計上をされたということですか、確認したいと思います。

○議長（大田英勝君） 商工観光課長。

○商工観光課長（富士川浩康君） お答えします。その1000万円は、そのとおりです。以上です。

○議長（大田英勝君） 1番。

○1番（林 敏治君） ということは1000万円は、国からはもらわないということですか。

○議長（大田英勝君） 商工観光課長。

○商工観光課長（富士川浩康君） 先ほどの説明に戻りますが、今回の27年度の国への要求は7000万円しております。そのうちの9月の時にやったのですが、国が認めたのが4000万円で、そのうちの1000万円が、このリニューアル事業の商店街のそれが1000万円で、今、実際その申込みも受けております。

先ほどののは、繰り返しますが1000万円がメディアを使った与論の宣伝ということ。2000万円が民宿等、宿舎のリニューアルということで予算をやっております。以上です。

○議長（大田英勝君） よろしいですか。7番。

○7番（野口靖夫君） 産業振興課長、あなたをちょっと褒めておきたい。このことは、わかりました。ぜひお願いしたいと思います。というのは、どういうことかと

いいますと、21ページに、あなたは製氷機の補修代をあげております200万円、漁協の製氷機、あれは本当に偉いですよ、ありがとうございます。もちろん町長の御決断であります、配慮に対しありがとうございますと申し上げながらこの場を借りて申し上げたいことは2点です。

1点は、先ほどの一般質問で、町議員が特に言っておられますが、特産品開発、それと漁協は今の加工センターが壊れて非常に困っていると、特産品開発をしたいけれどもできない。だから、これを何とかしてくれということで、町のほうに、あるいは議会のほうにも陳情書が上がってきているのです。それを我々はですね、あなたたちは自分たちがやるべきことをやっているから陳情書を出してくれということで、漁協のほうには怒って、今継続審査中なのです。ところが、この問題は、今、国のほうで地方創生のことでやっておりますから、非常に総務企画課の野口芳徳君を中心にして、地方創生をやろうとしておりますから、彼のところで漁協の加工センターは大々的にやってもらうことにして、農業と漁協の商品とは違うらしいのです。においがつくから漁協の加工商品と農業の加工商品とは違わせなければならない関係で、ぜひひとつ総務企画課長のところと相談して、特産品開発センターのほうはやっていただきたいということが1点。

もう1点は、この間仁・君にお願いしたのですが、製氷機は解決しましたね。もう1点は、今言いました加工センター、もう1点は漁協のことなんですが、船揚げ場の斜路、ドッグするところ、この3つを今漁協から非常に要請がきているのです。だから、そういうときには、これは与論町で抱えられる問題ではありませんので、1つの製氷機の修繕費はあげましたけれども、あとの2点は本町では駄目なのです。だから、国・県とかのお力添えをいただきながらしなければなりませんので、早急にひとつ総務企画課長や産業振興課長のところで、こういう検討に入っていて、早急に対策をしていただきたい。我々は1月26日あたりに県の職員と意見交換会をする予定になっております。そして、ある議員を通じて、そういうこともバンバン押し上げていこうと考えておりますから、議会も執行部も漁協も三位一体となって、この事業は与論町になくはならない事業ですので、ひとつお力添えをいただきたいということです。お気持ちはどうですか、産業振興課長、やる気はありますか。

○議長（大田英勝君） 産業振興課長。

○産業振興課長（町島実和君） 一番最初にお褒めをいただいたものですから、やらないというわけにもなかなかいきませんでしょうけれども、先ほど御指摘をいただきました加工品センター、この件につきましては、今総務企画課の創生事業に、はっきりとしたものの名目は組めない関係上、少しニュアンスを出してございます。

その加工品センターもしかり、また斜路とか、ドッグに関しましては、これは茶花漁港内で作るのか、もしくはコースタルで作るのか、また麦屋漁港で作るのかという件もあるかと思えます。もし茶花漁港、麦屋漁港で作る場合は、今の議会とか、鹿児島県とのパイプの絡みからして、これは建設課が作ることになるかと思えますが、お互いに水産の振興のためですので、建設課長と相談をしながら何とかできるように、皆さんの要望にお応えができればと思います。以上です。

○議長（大田英勝君） 7番。

○7番（野口靖夫君） 産業振興課長、あなたが指揮をとってぜひやっていただきたいということをお願いしているのです。あなたが素晴らしいから私は申し上げている。あなたに能力がなければ、この場であなたをお願いなどしません。あなたは私よりも頭脳もよろしいし、積極的に行動する男だから申し上げているのです。ぜひひとつ頑張ってください。お願いします。

○議長（大田英勝君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田英勝君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第70号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思えます。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第70号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第70号、平成27年度与論町一般会計補正予算（7号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第70号、平成27年度与論町一般会計補正予算（第7号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第9 議案第71号 平成27年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第4

号)

○議長（大田英勝君） 日程第9、議案第71号「平成27年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（山 元宗君） 議案第71号、平成27年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について提案を申し上げます。

今回の補正は、歳入で国民健康保険税2000万円、国庫支出金4759万6000円、県支出金1491万1000円、療養給付費等交付金50万円、共同事業交付金1599万8000円を、それぞれ増額計上しております。

歳出では、総務費67万5000円、保険給付費8115万5000円、共同事業拠出金1583万9000円、保健事業費133万6000円をそれぞれ増額計上しております。

御審議され議決いただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（大田英勝君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田英勝君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第71号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第71号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第71号、平成27年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第71号、平成27年度与論町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第10 議案第72号 平成27年度与論町介護保険特別会計補正予算(第3号)

○議長(大田英勝君) 日程第10、議案第72号「平成27年度与論町介護保険特別会計補正予算(第3号)」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○議長(大田英勝君) 町長。

○町長(山元宗君) 議案第72号、平成27年度与論町介護保険特別会計補正予算(第3号)について提案理由を説明申し上げます。

補正の主なものは歳入で、介護保険料が2000万円の減額、介護保険準備基金2,000万円を繰入れしております。

御審議のうえ、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由といたします。

○議長(大田英勝君) 提案理由の説明を終わります。

暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午後3時58分

再開 午後3時59分

-----○-----

○議長(大田英勝君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから質疑を行います。

[[「なし」と呼ぶ者あり]]

○議長(大田英勝君) これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第72号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[[「異議なし」と呼ぶ者あり]]

○議長(大田英勝君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第72号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

[[「なし」と呼ぶ者あり]]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第72号、平成27年度与論町介護保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第72号、平成27年度与論町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第11 議案第73号 平成27年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算  
（第2号）

○議長（大田英勝君） 日程第11、議案第73号「平成27年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（山 元宗君） 議案第73号、平成27年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正は歳入で、後期高齢者医療保険料64万2000円、一般会計繰入金948万3000円をそれぞれ増額計上しております。

歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金に1012万5000円を増額計上しております。

御審議され議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（大田英勝君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田英勝君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第73号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第73号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第73号、平成27年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第73号、平成27年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第12 議案第74号 平成27年度与論町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（大田英勝君） 日程第12、議案第74号「平成27年度与論町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（山 元宗君） 議案第74号、平成27年度与論町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

補正予算規模は、歳入歳出それぞれ22万1000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ2436万円とする。

御審議のうえ、議決いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（大田英勝君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。5番。

○5番（喜山康三君） 先ほどから、ずっと言っていますが、今回予定したこの分は、どういう理由ですか。

○議長（大田英勝君） 水道課長。

○水道課長（池田美知博君） 御説明いたします。農業集落排水事業と、それから水道事業会計は、職員3人、それから臨時職員5人で運営を行っております。

今回補正予算に出しましたのは、4月に臨時職員1人が辞めた関係で、その方が料金の調定業務を行っておりますが、職員が辞めた関係で、次の人が調定業務を十分できるように、約2か月ほどダブって職員を採用している関係で不足分を計上しております。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） わかりました。先ほどからも言っているように、この集落排水の使用料値上げというのはやむを得ないのではないかと、地域住民の理解を得て、値上げのことも諮っていただきたい。そのための試算、どのぐらいの負担になるのか、この辺を併せて請求されて、議会にも提出いただければありがたいと思います。以上です。

○議長（大田英勝君） これで質疑を終わります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田英勝君） お諮りします。議案第74号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第74号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第74号、平成27年度与論町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第74号、平成27年度与論町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

### 日程第13 議案第75号 平成27年度与論町水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（大田英勝君） 日程第13、議案第75号「平成27年度与論町水道事業会計補正予算（第2号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（山 元宗君） 議案第75号、平成27年度与論町水道事業会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

配水及び給水費の手当の当初予算計上不足額を計上するものです。

御審議のうえ、議決いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（大田英勝君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。8番。

○8番（麓 才良君） 簡単にお伺いしたいと思いますが、本日の一般質問で膜事業の関係が出てまいりましたが、この水道事業の中で膜職員の皆さんが非常に大切にしながら使っているというのをお聞きしていますが、膜の減少と、膜の取替えの時期、また費用はどれくらい見積もっておられるのか、お伺いいたします。

○議長（大田英勝君） 水道課長。

○水道課長（池田美知博君） 膜の交換時期につきましては、去年は年1回でしたが、それ以前は年2回交換していました。今年も年2回を予定しております。金額につきましては、900万円から1000万円ほどかかっております。以上です。

○議長（大田英勝君） 8番。

○8番（麓 才良君） 経年劣化によつての膜の取替えという見通しは立ててないですか。

○議長（大田英勝君） 水道課長。

○水道課長（池田美知博君） 見通しと申しますか、年に1、2回は換えているのが今の現状です。

○議長（大田英勝君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第75号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第75号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第75号、平成27年度与論町水道事業会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第75号、平成27年度与論町水道事業会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

**日程第14 議案第76号 沖永良部与論地区広域事務組合同規約の一部を改正する規約**

○議長（大田英勝君） 日程第14、議案第76号「沖永良部与論地区広域事務組合同規約の一部を改正する規約」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（山 元宗君） 議案第76号、沖永良部与論地区広域組合同規約の一部を改正する規約について、提案理由を説明申し上げます。

沖永良部与論地区広域事務組合の経費の支弁の方法などの変更に伴い、同組合同規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものです。

御審議され議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（大田英勝君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。7番。

○7番（野口靖夫君） この条例は、私が考えるところによりますと、不公平、いわゆる負担金の不公平から本町に対して負担金を増額してくれとの要請の条例改正ですが、私がそこで、4、5点ほど総務企画課長と町長にお聞きしたいと思います。

負担金を変更する場合の手順、ルールというものが私はあると思うのです。これが昨日、今日始まったものであったら、それは当然その場で、2、3日遅れて出てくるかもしれません。しかし三十何年間、今のままできたものが突然急に不公平だということで負担金を増額しろという条例改正というのは、これは本当に本町に対して、言葉は悪いけれども、馬鹿にしているとしか私は思えないのです。

そこでお聞きします。広域事務組合の構成町である本町の総務企画課長に、あるいは町長に、今慣例となっております負担金を増額してくれという要請であるならば、その慣例でありますところの議長、副議長、監査、消防署長、総務企画課長、そういう管理職や正副管理者に、そういう話がありましたかどうか、お聞きしてみたいと思います。なかったらなかったでいいです。あったらあったで簡単に。

○議長（大田英勝君） 総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） 私も今年の4月から総務企画課長ということで、この会には1回だけ出席しております。8月11日に運営協議会というのがありまし

て、その時は副管理者が前町長だったのですが、都合によって私だけの出席ということで受けておりますが、この内容については、今まで従来の打合せのとおりで事前にこういったことで会を進めるといふ話の内容で聞いて、そのつもりだったのですが、会の途中からいろいろな方向になって、即決されたような状況でした。

○議長（大田英勝君） 7番。

○7番（野口靖夫君） だから、私が聞いているのは、負担金を増額してくれという条例の改正なのです。そうした場合に、構成町の総務企画課長が幹事になるのです。その幹事にひと言もなくて、ただ負担金だけ上げてくれと、不公平だからということであるはずがない。であるならば、管理者の待遇をどうする副管理者はどうする、正副議長はどうする、監査はどうする、そして事務方である消防長、総務企画課長、あるいは事務職員の採用、そういうことは構成町がどのようにやって、それをどうやって運営していくのだということをもまず決めなければならないことなのです。それが1点。

もう1点は、私が想定する中で、大型機材の購入によって、広域事務組合の財政負担がのし掛かってきたと、その財政負担をしのぐためにやっているような感がするのです。そしたら、その財政負担をそういうことがないですかと、あるのかなのかということも、あなたが聞かなければならないのです。このことは確認しなければならぬのです。なければいい、あるならば、あるということを確認しなければならぬ。構成町の幹事はですよ、金を出す以上は、それはそうしなければならぬ。また、もう一つは、例えば大きな機材を購入した場合に、それにはいろいろな附属品が付いています。その附属品というものは、全部お金ですよ。買わなければ附属品は装備できないのだから、そうした場合に、その附属品はどこで使うのか、構成町の構成する町の地理的要因、山があるか谷があるか、あるいは平坦なのかどうかということをもまず考えなければなりません。そういうところも、お金を使わなければならない。それをあなたが聞かなければ総務企画課長が、これは幹事として、また町長が聞かなければならないのです。

その中でやむを得ないという結論であるならば、これも我々も当然そうしなければなりません。だけれども、今のお話の状態では不公平感があるから増額してくれという話では、本当に本末転倒だと私は思うのです。これは大人のする議論ではない。というのは、どういうことかということ、向こうは2町ですよ、陸続きの2町の6人の議員がおられるのです。与論町は3人です。ましてや、管理者ではなく副管理者です。そういうことも考えていかなければならない、広域事務組合の議会の中に、この条例改正案が出てきた場合は、これは押し切られるのは当然ではないですか。だから、そういうことも念頭に入れながら、お互いに本当に胸を開いて、果た

してその負担金が妥当なものなのか、我々与論町が、それを補っても妥当なものかという理屈を彼らは述べなければならないと私は思うのです。そういうことからして、町長はどう思われますか。対相手がおられますから、あまり無茶苦茶なことは言わないでおいてですが、私の考え方が正しいのか、ちょっと考え方が似てるなどか、それぐらいでいいです。あまりたくさんは述べなくていいです。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（山 元宗君） この件については、本当に私も町長に就任して二月目ぐらいに出てこられたので、副町長、総務企画課長と一緒に話を聞きながら、これについては、総務企画課長のほうからいろいろと意見があったりしたものですから、一応持ち帰っていただいて、話をしてくださいとお願いましたが、そのままの案が出てきましたので、それについては、今の野口議員がおっしゃったように、私もそう思っております。

○議長（大田英勝君） 7番。

○7番（野口靖夫君） だから、物事の交渉です。けんかをしているわけではないのです。向こうもけんかをしたくて条例改正をしてきているわけではないというのは、誰だってわかるのです。そのためには、相手に対して、構成町村長に対して納得のいくような話を持ってこなければできないと私は思うのです。そういうことからしても、先ほど今まで私が申し上げました、例えば管理者の問題、議員の職種の問題、いわゆる正副議長、監査の問題、消防長や総務企画課長、事務職員の問題、そして構成する町村の地理的環境、予算の執行の裁量の環境の問題とか、その機材の導入によって財政負担がなかったらどうかということの確認もきちんとして初めて納得して、その条例改正はできるものだと思っております。今、聞いたら、何かそういうことはなかったような気がしてなりません。私から、これだけは確認しておきたいと思って今質問したのですが、なかったようですので、一応座ります。

○議長（大田英勝君） 8番。

○8番（麓 才良君） 私は、今の論点に十分賛同するものです。今ありましたように、これまでの流れからして、先ほどの管理者、副管理者の体制の在り方、監事の体制の在り方、事務局の在り方、そういうものについては、沖永良部2町を中心にしたやり方で取り組んでいこうということで、暗黙の了解と申し合わせて、向こうのほうから管理者を出すと、議長も出すということで進めてまいりました。もちろん事務局の職員についても、向こうの構成町から出すということでやってまいりました。

そして、当然ながら本町においては、沖永良部と別個の離島になりますので、それだけの負担はかかるということは、当初からの3町の合意のもとにこれは進めら

れていたところです。そういう中において、負担というのも標準基準財政需要額からの案分でやるということで、これまで30年余りやってきたのですが、こういう基本的なことを改正する上においては、もう一度、やはりパートナーシップというものを十分に勘案をしながら、具体的に3町の話合いを進めて、なおかつ、当該町村の議会にもある程度の情報は出していただき、また当該町村から出している組合議員のほうにも案じていきながら、そういう手続を踏んだ上で提案すべきものだったのではないかと思います。

最低基準の中身等については、これは1つの案として、そういうこともあるかなとは思いますが、そういう手続を踏まえた上において、なおかつ将来の運営の見通しを、こういう方向でいこうかということをしちんと見通しを立てながら、提案すべきものだと私も思っています。以上です。

これについて町長は、先ほどの野口議員への見解が示されたので、これで私の思いを伝えておきたいと思えます。

○議長（大田英勝君） これ以て質疑を終わります。

お諮りします。議案第76号は、会議規則第39条第2項の規定によつて、委員会付託を省略したいと思えます。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがつて、議案第76号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） この際、反対の立場から反対討論をいたします。

その前にひと言申し上げます。昭和58年、当組合が設立され、32年の長い間、重大な火災事故等の発生もなく、市民の命と財産を守ることができたのは、3町が共に手を携え、互恵信頼のもと、住民の減災・防災への啓蒙活動をはじめ、自治標ぼうの要である消防団員の力添えのおかげと思えます。

組合設立前には、急患搬送を町立診療所職員で対応していましたが、本町の観光産業発展に伴い、観光客の事故、病気等が多発するようになり、迅速な搬送、救急体制を整える必要性に迫られ、消防署設立に至つたと伺っています。

消防署設置においては、庁舎、消防車、救急車など膨大な費用を要することから、複数自治体による事務組合設立には、国の支援があるとの理由から、知名、和

泊及び本町3町による事務組合による消防署を設置することに至ったということです。当時の山 市郎町長が組合設立に奔走されたおかげで、昭和58年、地域の防災と救急の拠点としてスタートすることができました。設立をはじめ今日まで組合を支え発展に努めた先輩方の英知と努力に対し、敬意と感謝を申し上げます。

また、外海離島同士による条件不利ながら、様々な問題を乗り越え、今日まで設立目的を達成するために、御理解と御協力をいただいた知名、和泊両町に対し、この場をお借りして感謝申し上げます。

さて、沖永良部与論地区広域事務組合規約の一部を改正する規約の議案が提案されましたが、次の理由により反対討論をいたします。

改正案は、沖永良部与論地区広域事務組合運営費における構成町負担割合の算定基準の変更で、その内容はほとんどが与論町の負担増が主な内容になっております。

改正理由として、本年2月与論町当局は、組合管理者から「実施した事業分が消防費の事業補正で計上されているため、当組合の運営とは関係が薄いことから、事業費補正を算入しない基準財政需要額の算定方法で実施することで決定しました。」と説明を受けたと述べています。これは与論町当局は、26年度以降もこの算定方法で進められるものと理解していたところ、運営協議会の決定事項についての補足説明資料が後日送付されてきました。その内容は、一方的に分遣所経費と与論町の負担金には差異があり、不公平は歴然と述べてあります。話し合いもなく、算定方法を一方的に決めた内容になっております。これは組合設立時に当時の先輩方が様々な観点から検討され、生み出された組合運営における重要なルールです。重要なルール変更について、組合議員、当該町議会、関係者への説明がスタートです。このような議案提案の在り方は、3町が長い間培ってきた信頼関係を損ねかねないと思っています。組合設立から既に30年以上も過ぎ、行政と環境が大きく様変わりしています。膨大な予算投入したデジタル無線設備の運用費も今後増えることでしょう。

今回の財政負担の在り方における課題の根底には、将来負担金のさらなる増高が予見されます。少子高齢化が一段と進む中、各自治体において、既存の常備設備、常備消防体制を維持できるのか、人員、予算からも極めて憂慮する時代はすぐそこにきています。

地域防災と災害対策には常備と消防団員、地域全体による減災、防災、消防、救急の制度設計に取り組む時期にきているのではないかと思います。費用負担が増えることや算定変更へ反対しているわけではありません。当然環境と諸事情の変化にあわせ変更すべきものは変更すべきと考えます。ルール変更においては、現在の組合

予算費と予算運営の在り方を精査・検証し、新たな組合運営方法の在り方についても論議を始めるべきと考えます。

以上、申し上げたとおり、組合運営負担費の算定根拠変更は、その手続の在り方とともに、今後の組合運営の在り方を再考し、検証する必要から、この議案に反対いたします。

これは、総務運営委員長をはじめ、議員の皆様方に対し、この文面については協力して作成しましたので、このことについても申し上げます。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（大田英勝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田英勝君） ほかに討論はありませんですね。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田英勝君） これで討論を終わります。

これから、議案第76号、沖永良部与論地区広域事務組合規約の一部を改正する規約を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第76号、沖永良部与論地区広域事務組合規約の一部を改正する規約については、可決することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大田英勝君） 起立少数です。

したがって、議案第76号、沖永良部与論地区広域事務組合規約の一部を改正する規約については、否決されました。

-----○-----

#### 日程第15 議案第77号 町道路線の一部廃止について

○議長（大田英勝君） 日程第15、議案第77号「町道路線の一部廃止について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（山 元宗君） 議案第77号、町道路線の一部廃止について、提案理由を申し上げます。

本路線は、町道整備事業等により、整備された道路ですが、多目的運動広場造成及び県営農地整備事業のため、道路法第10条第1項の規定により、町道路線の一部を廃止するものです。

御審議され議決いただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

す。

○議長（大田英勝君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田英勝君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第77号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第77号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第77号、町道路線の一部廃止についてを採決します。

お諮りします。本件は、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第77号、町道路線の一部廃止については、可決されました。

—————○—————

#### 日程第16 同意第3号 教育委員会委員の任命について

○議長（大田英勝君） 日程第16、同意第3号「教育委員会委員の任命について」同意求める件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（山 元宗君） 同意第3号、教育委員の任命について提案理由を申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第5条により、富敏紀氏が平成27年12月31日をもって、教育委員の任期を満了することから、同法第4条の規定に基づき、富敏紀氏を引き続き教育委員会として任命したいので、議会の同意を求めるものです。

御審議され、同意していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（大田英勝君） 提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田英勝君） これで質疑を終わります。

お諮りします。同意第3号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第3号については、委員会付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、同意第3号、教育委員会委員の任命について同意を求める件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大田英勝君） 起立多数です。

したがって、同意第3号、教育委員会委員の任命について同意を求める件は、同意することに決定しました。

-----○-----

○議長（大田英勝君） 以上で本日の日程は、全部終了しました。

次は、12月17日本会議であります。日程の都合により、特に午後3時に繰り下げて開くことにいたします。定刻まで御参集願います。

本日は、これで散会します。お疲れさまでした。

-----○-----

散会 午後4時40分

# 平成 2 7 年第 4 回与論町議会定例会

第 2 日

平成 2 7 年 1 2 月 1 7 日

**平成27年第4回与論町議会定例会会議録**  
平成27年12月17日（木曜日）午後3時30分開議

1 議事日程（第2号）

開議の宣告

- 第1 同意第 4号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第2 同意第 5号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第3 同意第 6号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第4 陳情第15号 「与論町重度障がい者（児）島外医療機関通院旅費補助金支給事業」の一部見直しについて（総務厚生文教常任委員長報告）
- 第5 陳情第16号 与論高校生修学旅行への補助金制度設置に関する陳情
- 第6 陳情第13号 寺崎地区農道（仮称）の早期改良舗装整備について（環境経済建設常任委員長報告）
- 第7 陳情第14号 皆田海岸の公園整備に関する陳情
- 第8 議員派遣の件
- 第9 閉会中の継続審査・調査について  
総務厚生文教常任委員会、環境経済建設常任委員会、広報常任委員会、議会運営委員会、役場庁舎建設検討特別委員会

2 出席議員（10人）

- |              |               |
|--------------|---------------|
| 1番 林 敏 治 君   | 2番 高 田 豊 繁 君  |
| 3番 町 俊 策 君   | 4番 林 隆 壽 君    |
| 5番 喜 山 康 三 君 | 6番 供 利 泰 伸 君  |
| 7番 野 口 靖 夫 君 | 8番 麓 才 良 君    |
| 9番 福 地 元一郎 君 | 10番 大 田 英 勝 君 |

3 欠席議員（0人） 欠員（0人）

4 地方自治法第121条による出席者（17人）

- |                   |                    |
|-------------------|--------------------|
| 町 長 山 元 宗 君       | 教 育 長 町 岡 光 弘 君    |
| 総務企画課長 沖 島 範 幸 君  | 会計管理者兼会計課長 林 英登樹 君 |
| 税 務 課 長 竹 本 由 弘 君 | 町民福祉課長 酒 勺 徳 雄 君   |
| 環 境 課 長 吉 田 勉 君   | 産業振興課長 町 島 実 和 君   |

農業委員会事務局長	徳田康悦君	商工観光課長	富士川浩康君
建設課長	山下哲博君	教委事務局長	田畑豊範君
教育委員会事務局長兼生涯学習課長	山下一也君	水道課長	池田美知博君
与論こども園長	岩山秀子君	茶花こども園長	阿多とみ子君
那間こども園長	高田りえ子君		

5 議会事務局職員出席者（2人）

事務局長	川畑義谷君	主幹兼係長	川上嘉久君
------	-------	-------	-------

開議 午後3時30分

-----○-----

○議長（大田英勝君） これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（大田英勝君） 日程第1、同意第4号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」同意を求める件を議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） こんにちは。それでは、同意第4号、固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案理由の説明を申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員の永野展秀氏が任期満了になることから、引き続き当委員会の委員に選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

御審議され議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（大田英勝君） 提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[[「なし」と呼ぶ者あり]]

○議長（大田英勝君） これで質疑を終わります。

お諮りします。同意第4号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[[「異議なし」と呼ぶ者あり]]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第4号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。討論は、ありませんか。

[[「なし」と呼ぶ者あり]]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、同意第4号、固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（大田英勝君） 起立多数です。

したがって、同意第4号、固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件は、同意することに決定しました。

-----○-----

**日程第2 同意第5号 固定資産評価審査委員会委員の選任について**

○議長（大田英勝君） 日程第2、同意第5号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」同意を求める件を議題とします。

本件について、趣旨説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 同意第5号、固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案理由を説明申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員の田中満良氏が任期満了になることから、後任に野田俊成氏を選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

御審議され議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（大田英勝君） 提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[[なし]と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） これで質疑を終わります。

お諮りします。同意第5号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[[異議なし]と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第5号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[[なし]と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、同意第5号、固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（大田英勝君） 起立多数です。

したがって、同意第5号、固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件は、同意することに決定しました。

-----○-----

### 日程第3 同意第6号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（大田英勝君） 日程第3、同意第6号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」同意を求める件を議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 同意第6号、固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案理由の説明を求めます。

固定資産評価審査委員会委員の沖吉明氏が任期満了になることから、後任に田畑剛俊氏を選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

御審議され議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（大田英勝君） 提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田英勝君） これで質疑を終わります。

お諮りします。同意第6号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第6号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、同意第6号、固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（大田英勝君） 起立多数です。

したがって、同意第6号、固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件は、同意することに決定しました。

-----○-----

日程第4 陳情第15号 「与論町重度障がい者（児）島外医療機関通院旅費補助金支給事業」の一部見直しについて  
（総務厚生文教常任委員長報告）

日程第5 陳情第16号 与論高校生修学旅行への補助金制度設置に関する陳情

○議長（大田英勝君） 日程第4、陳情第15号「与論町重度障がい者（児）島外医療機関通院旅費補助金支給事業」の一部見直しについて、及び日程第5、陳情第16号「与論高校生修学旅行への補助金制度設置に関する陳情」を、一括議題とします。

総務厚生文教常任委員長の報告を求めます。8番。

○総務厚生文教常任委員長（麓 才良君） ただいま議題となり、当委員会に付託されました陳情第15号、与論町重度障がい者（児）島外医療機関通院旅費補助金支給事業の一部見直しについて、陳情第16号、与論高校生修学旅行への補助金制度設置に関する陳情について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

当委員会は、12月14日（月）午前9時から全委員出席のもと、第1委員会室で審査いたしました。

最初に陳情第15号について申し上げます。この陳情は、障がいの程度にかかわらず、障がいのある子供は、島外の医療機関を受診せざるを得ない状況にあるので、通院旅費補助を20歳未満の障がい者（児）については、全て支給対象者として認めていただきたいとする制度の一部見直しを求めるものであります。

審査に当たっては、執行部から町民福祉課長及び担当係長の参与のもと、町内の現状と当局の見解の説明を求め審査をいたしました。現状については、平成27年6月の制度施行から31件の利用があり、所得要件等がないので使い勝手がよいとの評価であるとのことで、町の方針としては、軽度の場合も対象とする方向で検討中とのことであります。

当委員会も陳情の趣旨に賛同するものであり、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

次に、陳情第16号について申し上げます。この陳情は、高校生の修学旅行への

旅費補助を制度化することと、生徒1人当たり3万円程度の補助を求めるものであります。

審査に当たっては、執行部から教育長、教育委員会事務局長及び生涯学習課長の参与を求め、見解を伺い審査いたしました。

陳情にある3万円という金額については、陳情者に確認をしたところ、町当局の判断に委ねるとのことでありました。当局においても、本町の子供たちの島立ちに向けて、修学旅行で見聞を広めることは肝要であり、前向きに検討しているとのことであります。

当委員会においても、修学旅行の果たす役割はもとより、保護者の負担軽減を図ることは少子化対策としても効果があるとの共通認識から陳情の趣旨に賛同し、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

以上で、当委員会に付託されました陳情の審査の経過と結果についての報告を終わります。

○議長（大田英勝君） 総務厚生文教常任委員長の報告を終わります。

総務厚生文教常任委員長に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田英勝君） 質疑なしと認めます。

これで、総務厚生文教常任委員長に対する質疑を終わります。

これから、陳情第15号、与論町重度障がい者（児）島外医療機関通院旅費補助金支給事業の一部見直しについて討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、陳情第15号、与論町重度障がい者（児）島外医療機関通院旅費補助金支給事業の一部見直しについてを採決します。この陳情に対する委員長の報告は、「採択」です。

お諮りします。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第15号、与論町重度障がい者（児）島外医療機関通院旅費補助金支給事業の一部見直しについては、採択することに決定しました。

次に、陳情第16号、与論高校生修学旅行への補助金制度設置に関する陳情について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、陳情第16号、与論高校生修学旅行への補助金制度設置に関する陳情を採決します。この陳情に対する委員長の報告は、「採択」です。

お諮りします。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第16号、与論高校生修学旅行への補助金制度設置に関する陳情は、採択することに決定しました。

-----○-----

日程第6 陳情第13号 寺崎地区農道（仮称）の早期改良舗装整備について  
（環境経済建設常任委員長報告）

日程第7 陳情第14号 皆田海岸の公園整備に関する陳情

○議長（大田英勝君） 日程第6、陳情第13号「寺崎地区農道（仮称）の早期改良舗装整備について」及び日程第7、陳情第14号「皆田海岸の公園整備に関する陳情」を、一括議題とします。

環境経済建設常任委員長の報告を求めます。6番。

○環境経済建設常任委員長（供利泰伸君） ただいま議題となり、当委員会に付託されました陳情第13号、寺崎地区農道（仮称）の早期改良舗装整備について、陳情第14号、皆田海岸の公園整備に関する陳情について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

当委員会は、12月11日（金）午後4時45分から全委員出席のもと開催し、執行部から産業振興課長及び商工観光課長に参与を求めて現地調査を行った後、委員会室で審査いたしました。

最初に陳情第13号について申し上げます。この農道は、寺崎地区畑地帯の中にあって、さとうきび作や畜産飼料畑への私設農道として新設され、地域の営農面で大いに利活用されていますが、幅員が狭いことに加え、降雨時の大型車両等のわだちにより、特に急勾配区間の通行が度々困難な状況となっており、自力による路面補修にできず、交通面で種々支障を来していることから、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

次に、陳情第14号について申し上げます。近年この皆田海岸においては、海的安全祈願と集落の活性化を図るため、毎年ハーリー大会等が実施されています。陳

情の内容は、皆田海岸の新トイレ前の道路及び周辺広場を整備していただきたいということと、その広場は屋根付き休憩所及びベンチ等を設置した公園として整備願いたいとするものです。皆田海岸新トイレ前の道路及び周辺広場の整備については、車両が安全に通り抜けできる道路を拡張し舗装するとともに、芝生を植えた広場を整備していただきたいとの内容であります。また、屋根付き休憩所及びベンチの設置については、皆田離れ及びハーリー大会等を見下ろせる場所として、浜から少し高い所に位置することから、転落防止柵も設置していただきたいとの内容であります。

当委員会としては、美しい皆田海岸の景観を生かしながら定期的なイベントの開催等を通じて本町への観光客の入り込み増に努めるとともに、公園を利活用して、感性豊かな子供の育成に励みたいとの集落の陳情趣旨は、賛同できるものであるとの結論に達しました。このため、時代の要請となっている魅力ある観光地づくりと子育て環境の整備という観点から、全会一致で採択すべきものと決定しました。

以上で、当委員会に付託されました陳情の審査の経過と結果についての報告を終わります。

○議長（大田英勝君） 環境経済建設常任委員長の報告を終わります。

環境経済建設常任委員長に対する質疑はありませんか。

5番。

○5番（喜山康三君） 陳情第14号の皆田海岸の公園整備に関する陳情に関する質問なのですが、この趣旨については、理解できるのですが、御承知のとおり皆田海岸は、大幅な船揚げ場の建設で海浜を埋め立て、なおかつ、港湾、いわゆる漁港の避難港ですか、整備を途中でやったままで15年以上放置しています。防波堤も壊れたままです。この海岸一帯を総合的な視点から見て、どういう形の海浜の整備の在り方、保全の在り方というのを検討されたのかどうか、協議はされたのかどうか伺いたいと思います。

○議長（大田英勝君） 6番。

○環境経済建設常任委員長（供利泰伸君） ただいまの意見ですが、陳情書で受けたとおり、線を引いてありますが、新設されたトイレの所から、ちょうど国定公園になっていますから、その辺を整備してほしいとの陳情でございましたので、素直に地元の要望に応えるようにしました。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） 委員長、立場として十分わかりますが、今、皆田の管理の在り方というのをきちんとした方向性を示して、植栽とか、付近への背後地への防潮林とか、この辺も総体的に勘案しながら事業はやっていただきたいということで、以

上、意見を述べて終わります。

○議長（大田英勝君） これで、環境経済建設常任委員長に対する質疑を終わります。

これから、陳情第13号、寺崎地区農道（仮称）の早期改良舗装整備について討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、陳情第13号、寺崎地区農道（仮称）の早期改良舗装整備についてを採決します。この陳情に対する委員長の報告は、「採択」です。

お諮りします。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第13号、寺崎地区農道（仮称）の早期改良舗装整備については、採択することに決定しました。

次に、陳情第14号、皆田海岸の公園整備に関する陳情について討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、陳情第14号、皆田海岸の公園整備に関する陳情を採決します。この陳情に対する委員長の報告は、「採択」です。

お諮りします。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第14号、皆田海岸の公園整備に関する陳情は、採択することに決定しました。

-----○-----

## 日程第8 議員派遣の件

○議長（大田英勝君） 日程第8号、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり、派遣することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は、お手元に配りましたとおり派遣することに決定し

ました。

-----○-----

#### 日程第9 閉会中の継続審査・調査について

○議長（大田英勝君） 日程第9、閉会中の継続審査・調査についてを議題とします。

総務厚生文教、環境経済建設、広報常任委員会、議会運営委員会、役場庁舎建設検討特別委員会の各委員長から、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続審査・調査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

-----○-----

○議長（大田英勝君） これで、本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

平成27年第4回与論町議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

-----○-----

閉会 午後3時57分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

与論町議会議長 大田英勝

与論町議会議員 林 隆 壽

与論町議会議員 野 口 靖 夫